

第3次越谷市 地域福祉計画

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

すべての市民が生涯にわたり、
すこやかに、いきいきと、人間らしく、
安心して暮らすことができる
福祉のまちを実現する



越谷特別市民「ガーヤちゃん」

はじめに

本市では、平成20年（2008年）3月に「越谷市地域福祉計画」を策定し、今日まで市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。

この間、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化が進むほか、新たな感染症の発生・拡大により、新しい生活様式の実践が求められるなど、社会情勢が大きく変化しております。また、地域福祉課題についても、虐待や貧困、ひきこもり、さらには8050問題やダブルケアなど、ますます複雑・多様化しております。これらの諸課題に対応するにあたっては、行政による福祉サービスの充実だけでなく、住民相互のつながりや助け合いをはじめとした、社会全体での支援が不可欠です。



このような状況を踏まえ、第3次越谷市地域福祉計画では、引き続き本市の目指す地域福祉の基本理念を「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」と定め、地域共生社会の実現に向けた「越谷市版包括的支援体制」の整備に取り組んでまいります。越谷市版包括的支援体制とは、地域住民が地域の問題をまずは「我が事」として受け止め、主体的にかかわり、お互いの助け合いや支え合いにより早期発見や解決・支援につないでいけるようにするとともに、複雑・多様化する様々な相談や困りごとがあった際には、関係機関や行政等が分野にかかわらず「丸ごと」受け止め、適切な支援を行っていくというものです。

越谷市版包括的支援体制の構築のためには、地域住民、地域団体、事業者等と行政が、より連携を密にし、協働により地域福祉課題の解決に取り組んでいくことが大変重要となりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、越谷市社会福祉審議会の皆様をはじめ、市民・団体アンケート調査やパブリックコメント等の実施において貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民・関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和3年4月

越谷市長 高橋 努

越谷市福祉憲章 (平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

●ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち

明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

(わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。

たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくります。)

●ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験

知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

(わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。

ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくります。)

●ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり

手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

(わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。

あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくります。)

●ともに高めよう

すこやかな ところと体

明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

(わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生き

がいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくります。)

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画策定について	5
3. 計画の期間	9
4. 計画の策定体制	10
第2章 現状と課題	11
1. 越谷市の地域福祉を取り巻く状況	12
2. 現状から見えてきた課題	23
第3章 計画の考え方	25
1. 計画の目指す姿（基本理念・将来像）	26
2. 地域福祉の基本的な圏域（13地区）について	28
3. 基本目標	30
4. 地域共生社会の実現に向けた「越谷市版包括的支援体制」	31
5. 計画の体系	32
6. 重点事業	34
第4章 施策の展開	37
基本方針1-1 「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」	40
基本方針1-2 「みんながつながりをもてる地域づくり」	46
基本方針2-1 「連携・協働による支援の輪づくり」	52
基本方針2-2 「社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり」	56
◆成年後見制度の普及と活用（越谷市成年後見制度利用促進計画）	64
基本方針2-3 「福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり」	68
基本方針3-1 「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」	74
◆生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）	78
◆再犯防止に向けた活動の推進（越谷市再犯防止推進計画）	80
基本方針3-2 「福祉のまちづくり」	84
第5章 計画を推進するために	93
1. 評価指標の設定	94
2. 進行管理と評価	95
3. 計画の推進に向けて	96

1. 越谷市社会福祉審議会 条例・条例施行規則・委員名簿	98
2. 越谷市地域福祉計画検討委員会 設置要領・委員名簿	102
3. 越谷市地域福祉計画 策定経過	105
4. 各種調査結果概要	107
5. 用語解説	113
6. 「地区版福祉SOSゲーム」の取り組み	118
7. 福祉の相談窓口一覧	119

第1章 計画の概要



- 第3次越谷市地域福祉計画の概要をお伝えします

1. 計画策定の背景

●● (1) 地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりには様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができます。

この人と人が「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉は、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進めることが必要です。

これまでは、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。

そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくる計画が、地域福祉計画です。



「つながり」「支え合い」 イメージ図

●● (2) 地域福祉の現状について

全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加を由来とする社会的孤立の問題、自治会加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

また、虐待や貧困、家庭内暴力、ひきこもり、さらに近年は、高齢の親と無職の子ども同居世帯（いわゆる「8050問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、生活上の問題が重なり、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも難しくなっています。



「8050問題」 イメージ図



「ダブルケア」 イメージ図

●● (3) 国の動向

国は、平成28年度に、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省に設置しました。

地域共生社会とは、複雑・多様化する地域福祉課題に対し、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、また、困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。平成30年4月には、地域福祉計画策定の努力義務化や、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行されました。

さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

●● (4) 計画策定の経緯

本市では、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」、平成25年3月に「第2次越谷市地域福祉計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。

また、平成27年4月には中核市に移行し、福祉や環境、保健衛生分野の事務と許可・認可の権限が埼玉県から本市へ移り、福祉分野では、身体障害者手帳における交付までの期間短縮や、保育所や特別養護老人ホーム等の設置の認可、事業所の指定の権限を市が行うことにより、よりきめ細かな市民サービスを提供できるようになりました。

この間、少子高齢化や核家族化が進行し、また、市民の生活や価値観、福祉ニーズの多様化・複雑化が進むなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、頻発する災害や事故・事件等に対する地域での対応、ひきこもり、自殺対策、虐待等の予防、再犯防止など、地域が抱える課題はより大きくなっている状況といえます。

このように、地域や地域住民が抱える生活課題に対応するため、地域住民や関係機関、団体、行政等が一体となって課題解決へ取り組むことが求められることから、本市の地域福祉のさらなる推進に向けて、「第3次越谷市地域福祉計画」(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

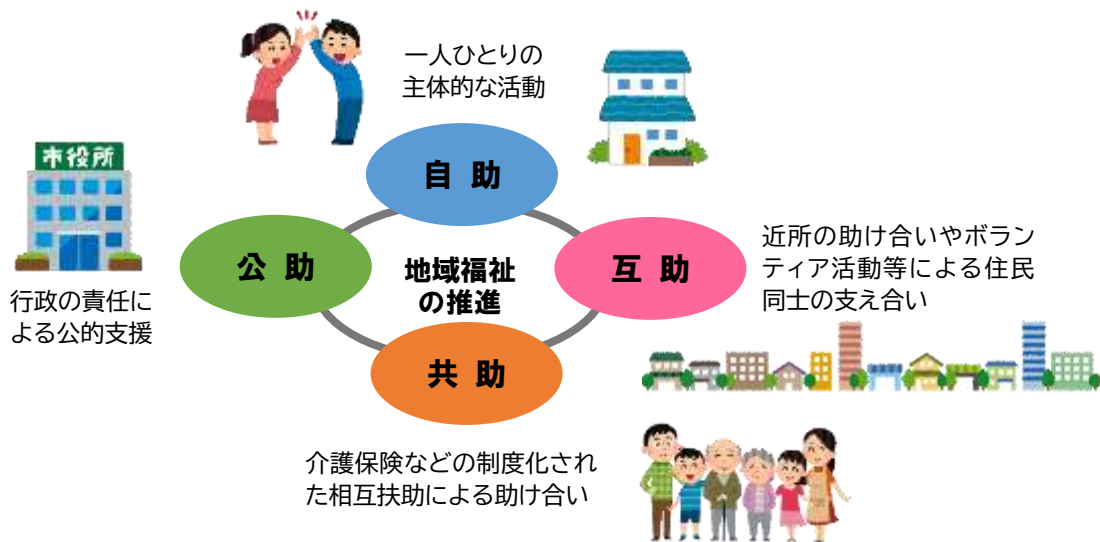
❖❖ (5)地域福祉の推進に向けて

社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について「地域住民が相互に人権と個性を尊重し合いながら、参加・共生する地域社会の実現を目指す」としており、地域住民の主体性を原則としています。

また、地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者の3者が相互に協力して地域福祉を推進することとしています。

地域福祉の推進は、地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することによりはじめて可能となることから、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）」「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」の役割を果たすことにより、日常生活の課題を解決していこうとする取り組みです。

「自助」「互助」「共助」「公助」 イメージ図



参考：国の定義

平成25年度の地域包括ケア研究会報告書において、以下のとおり定義しています。

「公助」は、税による公の負担

「共助」は、介護保険などを共有する仲間（被保険者）の負担

「自助」には、「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。

これに対し「互助」は、相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

2. 計画策定について

●●(1)法律上の位置づけ

第3次計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」、再犯防止の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」、生活困窮者自立支援法と平成26年3月27日（社援0327発第13号）厚生労働省社会援護局通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を包含するものとして策定します。

■社会福祉法 一部抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 一部抜粋

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律 一部抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■生活困窮者自立支援制度関連文書

(平成26年3月27日社援0327発第13号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋)

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

～略～ この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

(別添)生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

●● (2)策定において重視した点

①地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画

地域共生社会の実現に向け、「地域における住民主体の課題解決力の強化」と「包括的な相談支援体制の構築」の方向性を示すことを目指しました。

また、高齢者を対象とした包括的支援体制として、先行して取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを踏まえて策定しました。

②市民と行政が手を取り合って実行していく計画

地域福祉の推進のためには、行政による福祉サービスの充実だけでなく、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として進めていくことが重要です。一人ひとりの地域福祉に対する「我が事」の意識の醸成を図るとともに、行政の縦割りをなくし、支援が必要な方への「丸ごと」の支援が求められていることから、市と地域住民等の役割分担を示すことを目指しました。

③市民にとって分かりやすく、実効性の高い計画

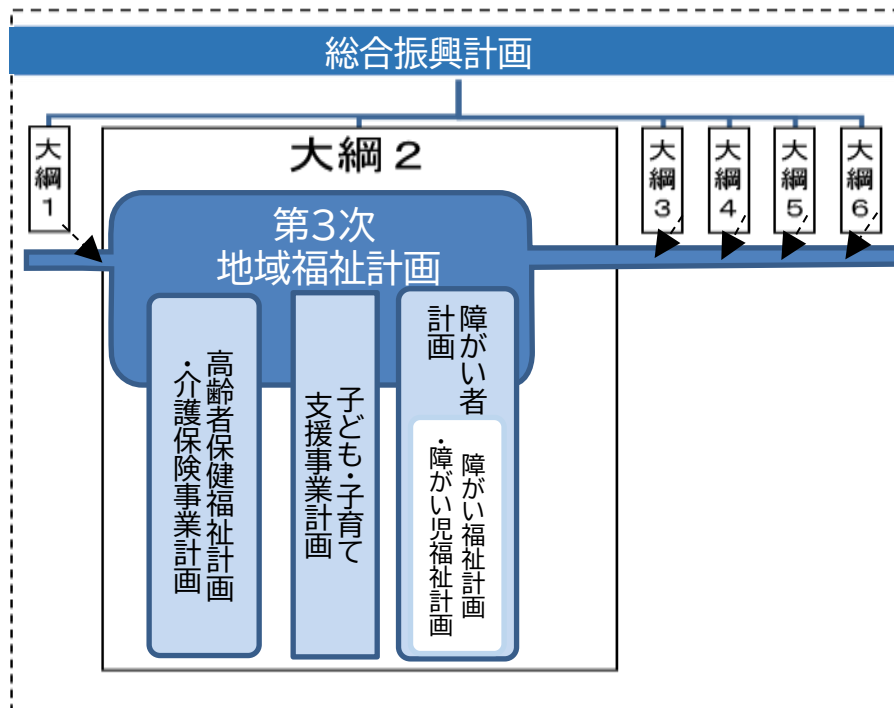
計画書の記載は、市民にとって分かりやすい表現にするとともに、重点的に取り組む施策を策定するなど、市民と地域、行政等が課題や目標を共有できる分かりやすいものとししました。

また、計画の着実な推進を図るため、施策に可能な限り分かりやすい指標(目標値)を設定し、施策の進捗状況の管理に努めます。

(3)他の福祉計画等との関係性

第3次計画は、市の最高規範である自治基本条例や、市の最上位計画である総合振興計画に基づき、その基本理念や将来象、施策等を十分に踏まえ策定しました。また、福祉関連分野における上位計画として、各関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画等）を横断的につないでいます。

「他の福祉計画等との関係性」 イメージ図



※総合振興計画の大綱2は、福祉・保健・医療・子育てに関する内容が記載されています。

❖❖ (4)越谷市地域福祉計画と越谷市地域福祉活動計画との関係性

市町村が策定する「地域福祉計画」は、行政による福祉サービスのさらなる充実と、住民主体による相互扶助の取り組みを計画化するものです。

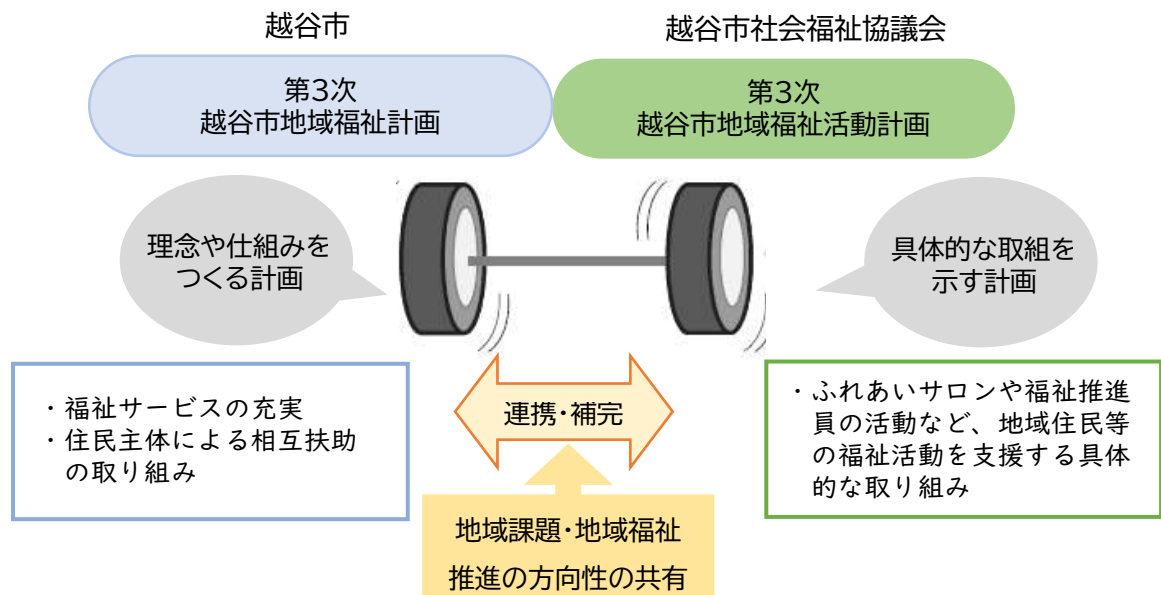
これに対し「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉の推進に向け、ふれあいサロンなど、地域住民等の福祉活動を支援する様々な取り組みを計画化するものです。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であることから、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完しながら推進することが望ましいとしています。

具体的には、理念や仕組みをつくりサービスを実施していく市と、地域住民等の福祉活動を支援することで、市のサービスの隙間を埋めていく社会福祉協議会が、相互に連携・補完していく関係を目指します。

「越谷市地域福祉計画と越谷市地域福祉活動計画との関係性」 イメージ図

(イメージ図)



「社会福祉協議会とは」

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条・110条に基づき、市町村・都道府県に設置されている「地域福祉の推進」を目的とした福祉団体です。

越谷市社会福祉協議会では、地域ボランティアや福祉・保健・医療の関係者との協力により、様々な福祉事業を展開しています。

特に、市内で地域住民を主体として100カ所を超える数の「ふれあいサロン」が運営されたり、地域の見守りサポーターとして活躍している約600人の福祉推進員を養成するなど、地域福祉推進の要として重要な役割を担っています。



子育て世帯を対象とした「ふれあいサロン」の様子

3. 計画の期間

第3次計画は、令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画として策定しました。

※ 国や埼玉県、本市の動向及び社会経済情勢や福祉環境等の変化により必要となった場合に見直しを行います。

「第3次越谷市地域福祉計画及び関連計画の計画期間」 イメージ図

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合振興計画	第5次計画				
地域福祉計画	第3次計画				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画				
障がい者計画	第5次計画				
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期計画（障がい福祉計画）				
	第2期計画（障がい児福祉計画）				
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画				

4. 計画の策定体制

第3次計画は、次のような過程を経て策定を行いました。

市民・団体アンケート調査

市民：1,341票回収
福祉関連団体：510票回収

地区版福祉 SOS ゲーム

(各地区で実施)
※概要は16ページ参照

合同団体ヒアリング

(2回開催・9団体が参加)
※概要は17ページ参照

審議会(社会福祉審議会地域福祉専門分科会)

(分科会6回、全体会4回実施)

庁内検討組織(検討委員会・作業部会)

(検討委員会6回、作業部会6回実施)

パブリックコメント(5人、31件)
大学生へのヒアリング(15人、16件)

●●(1)市民・団体アンケート調査

計画づくりの基礎資料を得ることを目的に、令和元年6月にアンケート調査を実施しました。(内容は、第2章をご覧ください)

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の市民 (地区別・年代別・男女別に無作為抽出)	2,940票	1,341票	45.6%
市内の福祉関連団体	700票	510票	72.9%

●●(2)審議会(社会福祉審議会地域福祉専門分科会)

中核市として設置している「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」(社会福祉事業や地域福祉活動の関係者、地域福祉に関する学識経験者、公募の市民で構成)による審議を行いました。

●●(3)庁内検討組織(検討委員会・作業部会)

庁内組織として、関係各部課長で構成する検討委員会、関係各課所の副課長等で構成する作業部会を設置し、計画書原案の検討を行いました。

●●(4)パブリックコメント、大学生へのヒアリング

市民の意見を反映させるために令和2年11月2日～令和2年12月3日の期間において、パブリックコメントを実施しました。また、文教大学で地域福祉を学んでいる学生に対し、本市の地域福祉を取り巻く現状と計画素案の概要について説明した後に、意見等をいただきました。

第2章 現状と課題



- 越谷市の地域福祉の現状と課題を整理しました。

1. 越谷市の地域福祉を取り巻く状況

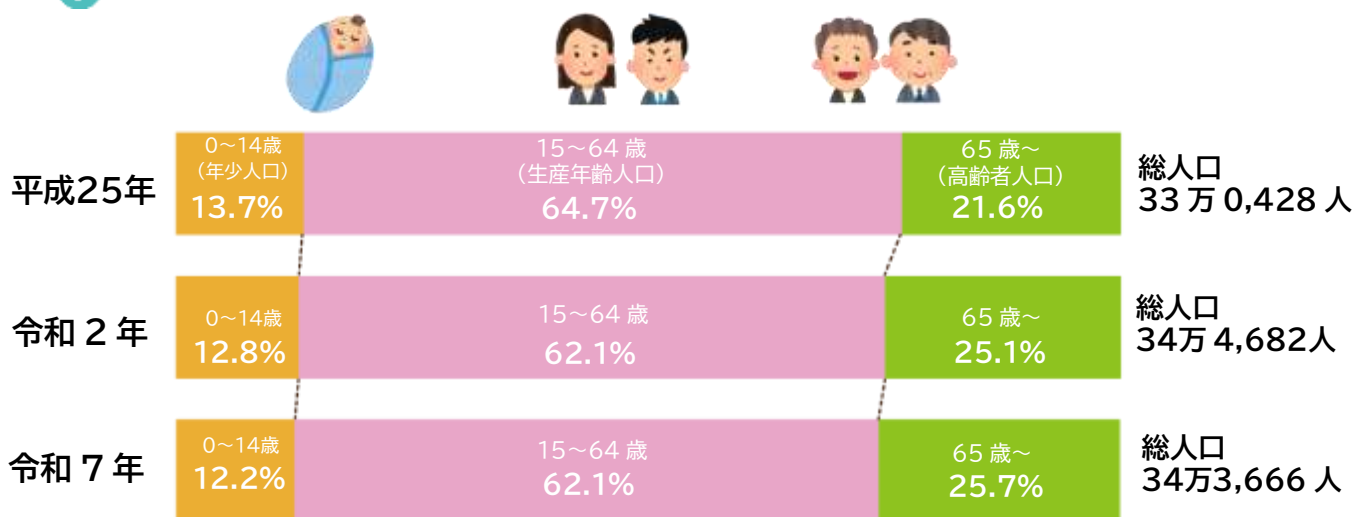
(1) 統計でみる越谷市の状況

人口の変化

近年は微増傾向ですが、その後減少に転じる見通しです。

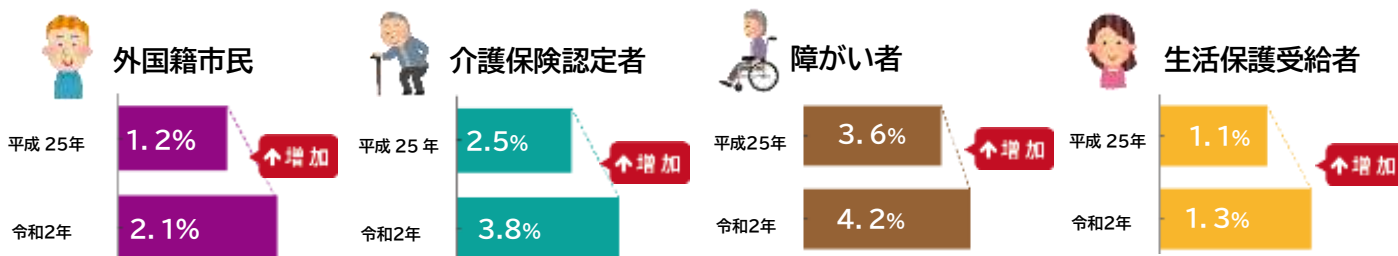


人口の内訳



年少人口の割合は減少し、生産年齢人口の割合はほぼ横ばい、高齢者人口の割合は増加しています。

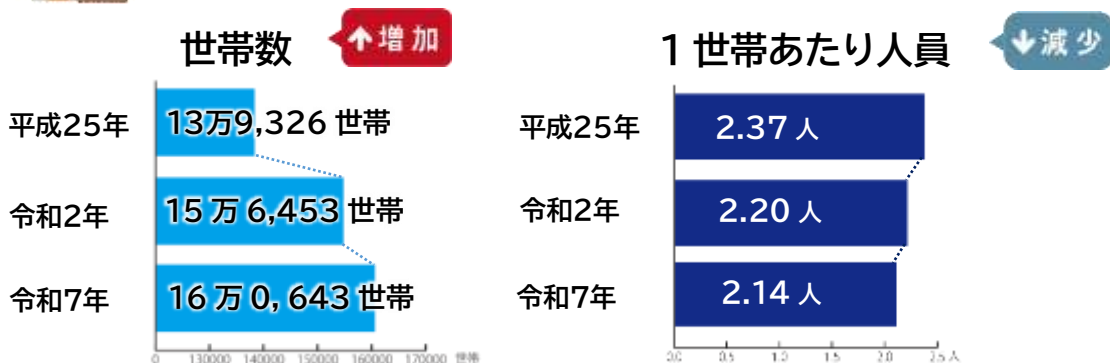
出典：住民基本台帳
※令和7年は第5次越谷市総合振興計画の策定における将来人口推計（各年4月1日）



外国籍市民、介護保険認定者、障がい者、生活保護受給者の人の総人口に占める割合は、年々増加しています。

出典：担当各課が集計した実績値（各年4月1日現在）

世帯の変化



本市の世帯数は増加傾向が見られます。一方で、核家族化や単身世帯の増加により、1世帯あたりの人員は減少傾向が見られます。

出典：住民基本台帳
 ※令和7年は第5次越谷市総合振興計画の策定における将来人口推計（各年4月1日）

世帯類型

核家族世帯



単身世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と子どもからなる世帯	ひとり親と子どもからなる世帯	夫婦、子どもと両親からなる世帯
4万0,065人 11.9%	5万4,978人 16.3%	16万2,889人 48.2%	3万0,012人 8.9%	7,767人 2.3%

本市では、夫婦と子どもからなる世帯が約半数、次いで夫婦のみの世帯、単身世帯の順となっています。また、ひとり親と子どもからなる世帯も約1割弱となっています。

出典：平成27年国勢調査（10月1日現在）

(2)市民・団体アンケート調査の結果

地域での活動

地域に困っている世帯がある場合、今後「手助けできること」



安否確認の声かけ (42.8%)
災害時・緊急時の手助け (34.2%)
話し相手 (28.9%)



44%

地域での活動状況は
「特に何も行ってない」

地域の行事や活動に関心を持っていて、困っている世帯への手助けができると
思っている人は少なくありません。
しかし、実際には約半数の人は活動を行っていません。



78.8%

ボランティアやNPOでの活動経験は
「今までに活動したことはない」

30.2%

ボランティアやNPOでの活動に参加していない理由は
「どのような活動があるのか知らないから」

約8割の人がボランティアの活動経験がなく、
その理由として約3割の人が活動の内容を知らないという現状があります。
ボランティア活動に関する正しい情報発信を行うことで、
新たな担い手確保につながる可能性があります。

ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なこと



負担の少ない活動内容（時間的・体力的）にする (33.2%)
元気な高齢者の参加を促す (31.4%)
興味や関心を持てる内容にする (26.5%)
若い人の参加を促す (25.9%)

ボランティア活動に負担を感じる人や、参加者の固定化が懸念されています。
環境整備による負担軽減と担い手の発掘・育成が求められています。

地域生活上の困難や相談について

地域の日常生活で困ったことを抱えている人



- 「一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる」(18.9%)
- 「草むしりや庭の手入れなど、体力のいる事ができなくて困っている人がいる」(11.6%)
- 「(困ったことを抱えている人がいるか) わからない」(48.6%)

地域福祉の拠点や組織の認知度



- 「地域包括支援センター」(28.3%)
- 「子育て世代包括支援センター」(8.4%)
- 「なんでも相談窓口」(7.3%)
- 「生活自立相談よりそい」(3.0%)
- 「特定相談支援事業所」(2.8%)

地域の中には、一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいます。各分野の相談窓口は充実してきている一方で、市民の認知度はとても低い状況です。相談窓口に関する周知・啓発が必要です。

安全・安心なまちづくり

災害時に地域住民が支え合う地域づくりに必要なこと



- 「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」(53.5%)
- 「災害時の情報を速やかに伝達できるよう情報伝達システムを充実」(64.2%)

越谷市の地域福祉でできていると思うこと



- 「地域ぐるみで、身近な環境（保全・美化）が快適に保たれている」(65.9%)
- 「地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている」(58.0%)

災害などいざという時に備え、日ごろの近隣同士の声かけが大事だと、半数以上の方が考えています。一方で、環境保全・美化活動や、地域防犯・交通安全の自主活動は、多くの人が積極的に行われていると感じているようです。

❖ (3)地区版福祉 SOS ゲームの結果

地域生活上の困難や相談について

各地区で開催した福祉SOSゲームの研修で、地域の現場における様々な困りごとや、地域資源を活かした解決策の事例について、実際の地区の地図を用いて検討しました。(地区版福祉SOSゲームの内容については43ページ参照)

(下記の解決策は地区で検討を行った際に地域住民の方から出た対応例の1つです。)

❖ 高齢分野



SOS事例	解決策・活用した資源
・認知症が始まり、家族とも不仲	⇒地域包括支援センターに相談。対応を検討
・認知症による万引き行為がある	⇒地域包括支援センターに相談。対応を検討
・経済的に困窮し、子の支援も拒否	⇒市の生活保護担当課に相談。対応を検討

❖ 障がい分野



SOS事例	解決策・活用した資源
・病気で身体が不自由だが、外出がしたい	⇒市に相談し、デイサービス等を利用するなどの対応を検討
・病気で末期と診断され、将来に経済的な不安がある	⇒地域包括支援センター、病院の医療ソーシャルワーカーに相談して対応を検討

❖ 子ども・子育て分野



SOS事例	解決策・活用した資源
DVで離婚し母子家庭に。経済的に困窮している	⇒市の子育て支援担当課に相談。対応を検討
父親から虐待が疑われる児童がいる	⇒定期的な見守り、地域ネットワークを活用
子どもの泣き声や親の暴言が聞こえる	⇒市に相談し、その後の子育て支援につなげた

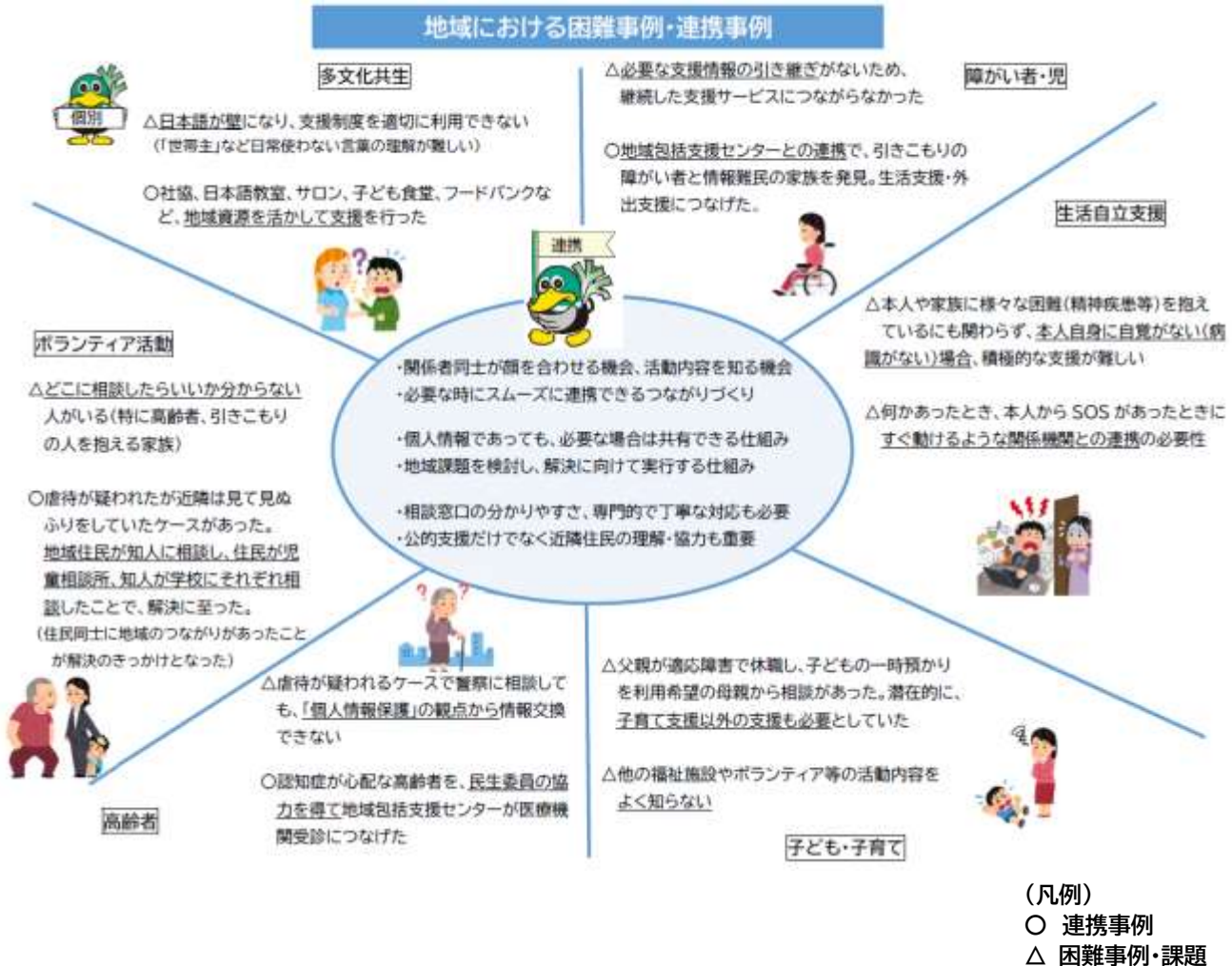


地域の福祉課題に対して「自分ならどう対応できるのか」を考え、積極的な意見交換が行われました。

(4) 合同団体ヒアリングの結果

市内で相談支援等に関わる各団体が一堂に会し、地域福祉に関する課題や取り組み、連携の方策等について話し合いました。

(主な検討結果 抜粋)



(参加者からの声紹介)



- ・日頃は、他分野の関係者と情報交換する機会が得られにくい
- ・相談が団体の専門外である場合には対応が難しい場合がある

今後必要な取り組みとして、「関係者同士が顔を合わせ、互いの活動を知る機会」や「必要な時にスムーズに連携できるつながりづくり」等が挙げられました。

●● (5)地区まちづくり会議における検討

第5次越谷市総合振興計画の策定及び越谷市都市計画マスタープランの改定にあたり、各地区で「地区まちづくり会議」を開催し、地区の現況や課題、今後のまちづくりについての検討を行いました。



以下は、各地区で出された地域福祉に関する「重点的な取り組み」（抜粋）です。

各地区で出された地域福祉に関する「重点的な取り組み」（抜粋）	
桜井地区	コミュニティの活性化
新方地区	多世代の参加によるコミュニティ活動の活性化
増林地区	地域における交流機会の充実
大袋地区	多様なイベント等による交流を通じたコミュニティの醸成
荻島地区	誰もが住み続けたいと思うまちづくり
出羽地区	地域・世代間交流の推進
蒲生地区	新たな人材（特に若い世代）の参加促進
川柳地区	新たな地域活動の拠点づくり
大相模地区	多世代の交流によるコミュニティの形成
大沢地区	コミュニティの活性化
北越谷地区	5～10年先を見据えたコミュニティの組織づくり
越ヶ谷地区	地域住民同士のつながりを深める
南越谷地区	すべての世代を巻き込めるコミュニティづくり

地区ごとに、今後のまちづくりに関する様々な意見・課題が挙げられました。地域福祉に関する「重点的な取り組み」としては、地域コミュニティのさらなる充実を求める声が多く挙げられています。



（6）市民懇談会における検討

第5次越谷市総合振興計画の策定及び越谷市都市計画マスタープランの改定にあたり、今後の本市の福祉・健康・子育て等について考える市民懇談会が開かれました。

世代を超えて住み続けたいまち 「福祉、健康、子育てについて考える」

開催日時： 2019年8月4日(日曜日)13:30～16:00

参加者数： 24人(市民)、6人(市の若手職員)

(主な検討結果 抜粋)

- 市民活動を支え、協力した、助け合い
たすけ合いサービスの向上。**助け合い
支え合うまち**
民生委員等の負担が多く、
なり手が不足。自治会との連携、
活動の位置づけ向上。タウンミーティング。
子育てサロン／ふれあいサロン／オレンジカ
フェの複合施設化。

- 高齢者で仕事を退いた方が **誰もが暮らし
やすいまち**
気軽に出掛けられる施設
等が充実し(近くに点在)
そこまで歩いて安全に行け
たらと思う。サロンや通い場のさらなる充実。
またその施設は世代間の交流が図られるもの
もあって欲しい(小学校の空き教室を高齢者
の方に開放すると共に、小学生、幼稚園生等
も一緒に交流できるような)。またその担い
手の方が増えて欲しいと思っています。
- 健康、長寿者が沢山いる街。年代がまざって
参加できる場所などがある。障がい関係なく
住みやすい街。新しい市役所(建物)がいろ
いろな人に対応していただきたい。



市民が福祉に関する興味と、自ら課題解決に向けて
取り組みたいという想いを持っていることが分かりました。



**必要な情報が
手に入るまち**

- 障がいのある人もない人も、ともに暮らしていくまち。なにを市がやっているのかわかりづらい。ワンストップサービスを受けづらい。事象にあった相談窓口がわかりづらい。
- 市立病院と地域の診療所や介護・老健施設などがもっと密な、情報共有や連携ができる越谷市だったらいいと思っています。
- 将来の越谷市が福祉や医療について発展して、皆なの心配や不安が少ない街であつたらいいと思います。情報がすぐにわかる、困ったことがすぐ相談できる等…。

**安心・
安全なまち**

- お年寄り、身体が不自由な方にとって住みやすい町になると良い→車に乗れなくても、歩く環境や交通機関の充実が必須。子育てをする方にとって安心、安全な町にしたい→公園が減っている。散歩出来る道を増やしていく。
- 安心してまちの中を歩けるようなまちだったらいいネ!(いま、いろいろな事件があるので)障がい者でも安心して歩けるまちだったらいいネ!
- デートで歩きたくなる街。一人散歩でも行ってみたいくなる街。日常、車を使わなくても(高齢者も子どもも)安心して暮らせるまち。木陰のある道、徒歩圏にお店があるまち。市職員がいきいきしてるまち。
- 誰もがかかりたい時に医療を利用できる環境



❖ (7)地域福祉ネットワーク推進モデル事業における検討

本市における地域包括ケアシステム（地域福祉ネットワーク）の実現を目指して、平成26年度（5地区）及び平成27年度（8地区）の2カ年で、地域が必要としている身近な福祉サービスや、生活支援サービスのあり方についての検討を行いました。

❖ 26年度(新方、出羽、大相模、大沢、南越谷の5地区) テーマ「地域福祉の現状と課題、今後の取り組みについて」

現状と課題
・福祉活動等を担う人材が高齢化・固定化・形骸化している
・各種団体が連携するための情報やノウハウ等が不足している
・個人情報の取り扱いの難しさが、高齢者支援活動等の阻害要因になっている
今後実施すべき取り組み
・各種団体が主体的に連携するための仕組みづくり
・元気な高齢者の社会参加と社会貢献のためのきっかけづくり
・個人情報保護制度に対する行政と市民の相互理解の促進

地域の実情として、人材が高齢化・固定化していること、また、団体同士での連携と情報共有が不足しているなど、課題が挙げられました。

❖ 27年度(桜井、増林、大袋、荻島、蒲生、川柳、北越谷、越ヶ谷の8地区) テーマ「身近な生活支援サービスと高齢者の社会参加について」

主な検討内容
・高齢者の生活に関する様々な支援ニーズに対応していくためには →地域住民等、提供する側が気軽にお手伝いできる仕組みが重要
・高齢者が生きがいを持って社会参加・地域貢献するには →きっかけがあること、豊かな人生経験を地域に還元していくこと
・軽度な支援を必要とする高齢者等を地域で支えていくためには →地域でできることは多い。地域支援事業等を活用していくとともに、高齢者も積極的に参加し、活動の担い手の中心にもなれるような仕組みづくりが必要



今後の地域福祉サービスのあり方について(平成27年度の取り組みの総括)

本市の地域活動の現状として、様々な団体による個々の活動は活発に行われていますが、「まだまだ活躍の場を広げていく余地はあるのでは」との意見がでました。また、軽度な生活支援サービスについては、「地域でもできることがたくさんある」との積極的な意見もでました。地域で取り組める生活支援サービスのまとめは下表のとおりです。

生活支援サービス		多様な主体による新たなサービスの可能性	
Ⅰ 安心確保	安否確認、 変化の察知、 情報支援、 不安解消など	① 見守り・連絡	<p>生活支援サービスの提供イメージ</p> <p>市町村単位の圏域 小学校区単位の圏域 自治会単位の圏域</p> <p>サービス提供主体 自治会、ボランティア(市民)、民間、NPO、社会福祉法人等</p> <p>連携・調整機能</p> <p>行政機関 コーディネーター</p>
		② 配食	
		③ 災害時支援	
		④ 権利擁護	
		⑤ 話し相手	
		⑥ その他	
Ⅱ 家事支援	日常的家事	① 家の掃除	
		② 洗濯	
		③ 食事(調理)	
		④ 買物(日用品)	
		⑤ ゴミ捨て	
		⑥ その他	
	非日常的家事	⑦ 庭の掃除	
		⑧ 大掃除	
		⑨ 買物(日用品以外)	
		⑩ その他	
Ⅲ 外出支援	移送、 付き添い	① 一緒に買物	
		② 通院	
		③ 市役所での申請等	
		④ その他	
Ⅳ 交流支援	交流(生活支援)	① 茶話会	
		② サロン	
		③ 定期的イベント	
		④ その他	
	活動(介護予防)	① 体操	
		② 趣味	
Ⅴ ちょっとしたこと		③ その他	
		① 蛍光灯の交換	
		② 電池交換	
		③ 灯油の交換	
		④ 硬い蓋の開け閉め	
⑤ その他			

今後は、行政のサポートによる「団体間の連携・調整」を経て、身近な生活支援を住民相互の助け合いの中で「有償サービス」という形で提供していくことも検討する必要があります。

(8)第2次越谷市地域福祉計画の総括

第3次計画の策定にあたり、平成25年度～令和2年度までの8年間を計画期間とした第2次計画の総括を行いました。第2次計画では、5つの基本目標・14つの基本方針・33個の施策のもと事業が推進され、概ね9割の事業が適切に実施されました。基本目標ごとの総括は下記のとおりです。

第2次越谷市地域福祉計画 施策体系



基本目標ごとの総括における 成果と課題

基本目標1

地域活動が活発に行われている一方で、担い手の固定化や高齢化が課題である。

基本目標2

相談支援機関の充実が図られた一方で、それぞれの機関の連携や周知不足が課題である。

基本目標3

担い手育成のための講座や支援が行われている一方で、より幅広い入門講座の実施や、活動団体と人材のマッチングなどが必要である。

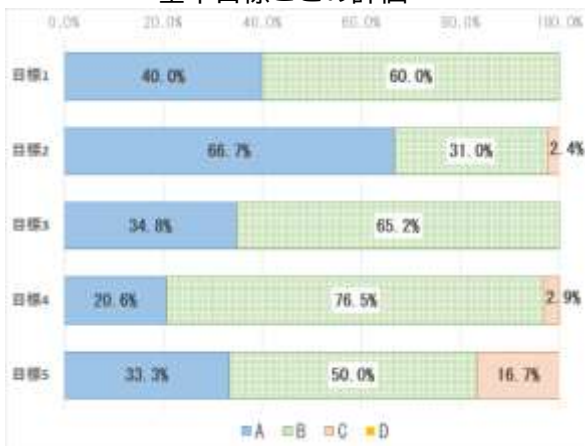
基本目標4

バリアフリーやハードの整備は進んでいるが、近年の災害頻発や家庭環境の変化に対応できる更なる安全・安心のまちづくりが必要である。

基本目標5

協働の意識は根付きつつあるが、まだまだ縦割りの感は否めず、引き続き協働の意識醸成と、連携のための体制整備が必要である。

基本目標ごとの評価



※A (良くてきた)、B (まあできた)、

C (あまりできなかった)、D (できなかった)の4段階で評価を行いました。

2. 現状から見えてきた課題

社会福祉法改正の趣旨や、これまでの様々な検討結果及び調査結果から、これからの本市の地域福祉に求められている課題として、主に以下の3点が挙げられます。

①地域に関心を持ちながらも、実際は「自分ごと」につなげていない人が少なくありません

(地域住民の声)



- ・地域の行事や活動に関心を持っていて、災害時や緊急時は手助けができると思っているけれど、実際には活動できていません。
- ・地域にどのような活動があるのか、よく分かりません。

・市では様々な取り組みを通じて、地域に関心を持ち関われる多様な機会を充実させてきました。一方で、活動の担い手が高齢化したり、人材不足となる中では、地域の人材や主体性を活かし、様々な立場や年代の人が地域に関わる機会づくりが一層重要となっています。

②地域生活上の悩みや困難を抱えた時、「丸ごと」受け止めてくれる場が必要です

(地域住民の声)



- ・周囲に一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいます。
- ・成年後見制度などのしくみがよく分かりません。
- ・ひきこもりなどの問題を、どこに相談したらよいでしょうか。

・これまで、庁内や関係機関の連携や、ワンストップ型の相談支援体制が推進されてきましたが、ひきこもりなど生活上の困難に関する相談の増加や、問題が複雑・多様化する中で、今後は包括的な相談支援体制を築くとともに、解決のための分野横断型の連携が必要となっています。

③いつまでも安全・安心に住み続けられて、災害時などいざという時にも助け合えるまちが求められています

(地域住民の声)



- ・地域の環境は、以前に比べて良くなってきていると感じています。
- ・災害時に地域で助け合うには、自治会活動などを通じた日ごろからの近所付き合いが大事だと思います。
- ・買い物などの外出が大変そうな人がいます。

・これまで、バリアフリーの推進や防犯防災・居住支援など、様々な分野でまちづくりが進められてきました。しかし高齢化や災害の多発などから、誰もが、どのライフステージでも安心して過ごせるまちづくりを、地域力をいかしながら進めていくことが求められています。

第3章

計画の考え方



- 計画の
 - ・基本理念
 - ・目指す地域の姿
 - ・施策体系
 - ・重点事業などをお伝えします。

1. 計画の目指す姿(基本理念・将来像)

本市では、平成20年3月に「越谷市地域福祉計画」を策定しました。この際、平成11年9月15日に制定した越谷市福祉憲章を踏まえ、地域福祉推進の基本理念として「すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する」を掲げました。また、本市の地域福祉の将来像を、この基本理念と市民の皆さんによるワークショップで出された意見をもとに「地域の新たな支え合い～いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷～」としました。

この間、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域における生活環境の変化や、それに伴う社会福祉法の一部改正などがありました。第3次計画策定期間における様々な調査結果を見ても、地域の支え合い、助け合いにより、すべての市民がいきいきと暮らせるまちを目指し地域福祉を推進すべきだという考え方は、普遍的なものです。

したがって第3次計画においても、第1次・第2次計画から引き続き、以下のとおり基本理念と本市の地域福祉の将来像を継承することとします。

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する



【実現を目指すまち】の視点**①助け合い仲間が増えるまち**

地域の支え合いを盛りたてる主役は地域住民、活動の基盤整備は行政と、役割を明確にし、互いに必要なところは協力する協働のまちを目指します。

また、ご近所など身近な人とのあいさつ・会話・交流があり、だれもが地域の活動やネットワークに参加できるまちを目指します。

②誰もが自立して暮らせるまち

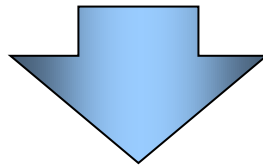
一人ひとりが自立した生活をおくることができる仕組みがあり、しかも互いに自らの得意なこと・できることで助け合うまちを目指します。

③お互いを思いやり支え合うまち

自らの関心のある趣味や活動に取り組む喜びや、仲間とのふれあいを通じ、誰もが生きがいをもってハリのある生活を送れるまちを目指します。

④安全で安心なまち

困りごとが起きた時や災害時など、いざというときに安心なまちを目指します。

**越谷市の地域福祉の将来像**

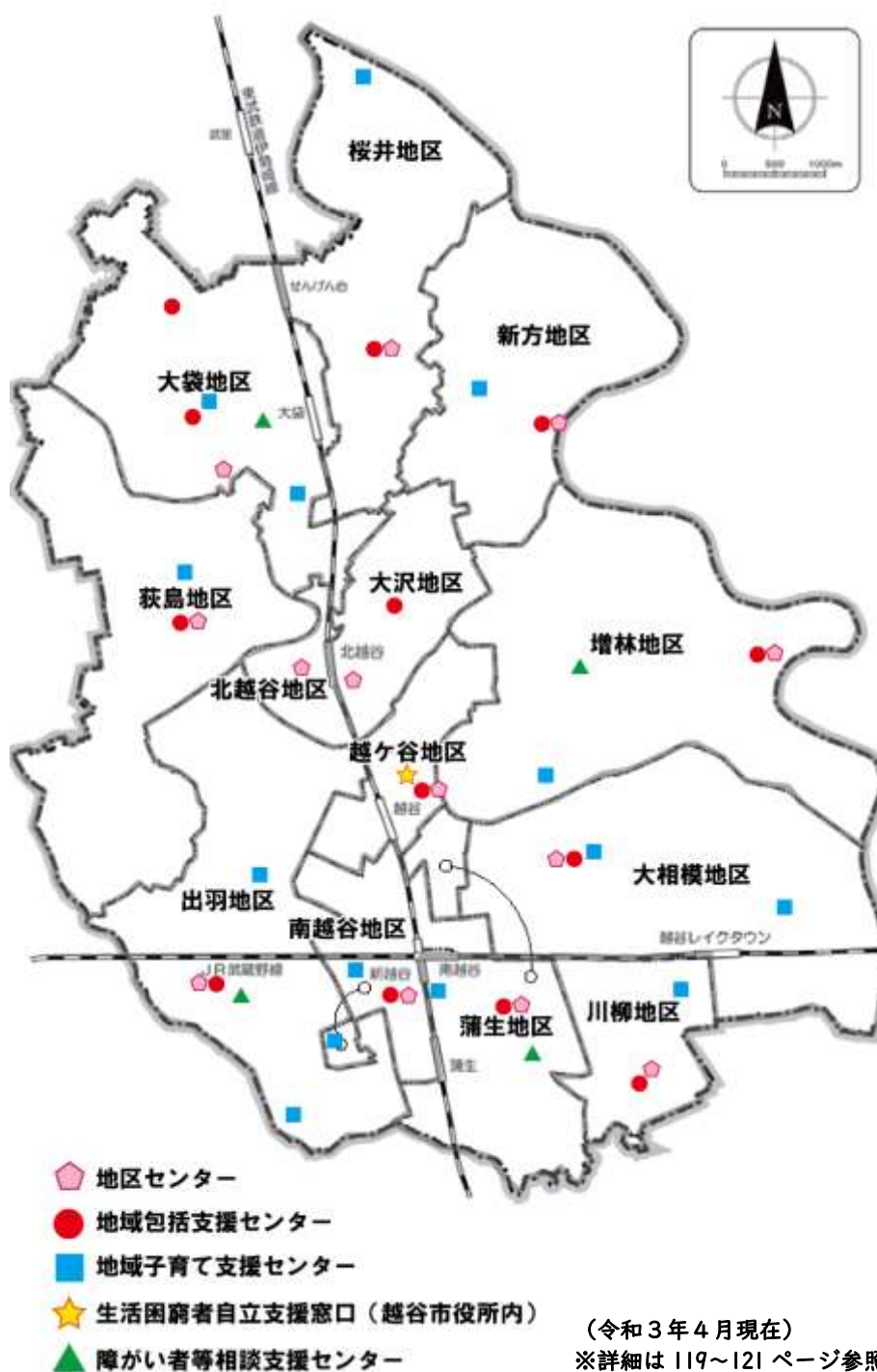
地域の新たな支え合い
～ いきいきと暮らせる福祉のまち 越谷 ～

2. 地域福祉の基本的な圏域(13 地区)について

地域の中で、様々な立場の人たちが生活課題に対して協力し合って解決が図れるよう、地域ごとの特性に応じたよりきめ細かな支援体制を構築していくためには、市民の生活実態に即した適切な圏域において、地域福祉活動を行う必要があります。

本市では、市内13のコミュニティ区域（公民館区）を基本的な単位として、13地区センターを中心とした、地区からのまちづくりを展開しています。加えて地域福祉においても、13地区を日常生活圏域として、地域包括支援センター等の設置や市民活動の支援等を行ってきました。

これらを踏まえ、第3次計画では、13地区を地域福祉の基本的な圏域とします。



また、地域福祉の取り組みを進めていくにあたっては、市民に身近な隣近所や自治会などの活動から、越谷市全体の活動まで、取り組み内容によって、その対象となる適切な範囲が異なってくることから、重層的な地域づくりが求められます。

そこで、本市では次の3つの階層を基本的な単位として、地域福祉を推進していきます。

第1層は、越谷市全体です。市内における多機関の連携・協働や、市内における分野横断型の連携等の取り組みを通じ、地域福祉課題を解決します。

第2層は、本市の地域福祉の基本的な圏域である13地区（コミュニティ区域）です。身近な場所で相談を受け止め、相談内容に応じて各相談機関が適切な対応を行います。また、そこで解決が困難な場合は、必要に応じてさらなる支援につなげます。

第3層は、身近な隣近所・自治会などです。日頃のなげない見守りや支え合いのある関係づくりを進め、身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。



3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市における地域福祉の課題（23ページ参照）を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます。

1. 市民の主体的な参画と協働による地域課題の 発見・解決を推進します

幅広い世代・立場の市民が、自分たちの地域に関心を持ち、参加・協働することで、様々な生活課題が早期に発見され、解決に至るような地域づくりを推進します

2. 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を 強化します

地域で孤立している人や、必要な支援に結び付いていない人を把握するとともに、生活上の困難や悩みを抱えた時に適切な支援につながるよう、包括的（総合的・一体的）な相談支援体制を強化します

3. 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に 暮らせる地域をつくります

従来の高齢者・障がい者・子どもといった分野別の福祉サービスを「縦割り」で提供するのではなく、世代や分野を超えた「丸ごと」の考え方でのつながりづくりや、課題解決の仕組みをつくっていけるよう、誰にとっても、いつまでも自分らしく、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを、地域と市全体でつくります

※福祉サービスの「縦割り」とは、福祉分野の相談窓口が、一般に、介護や障がい、子育てというように、対象者ごとに担当者を分けたしくみをしていること

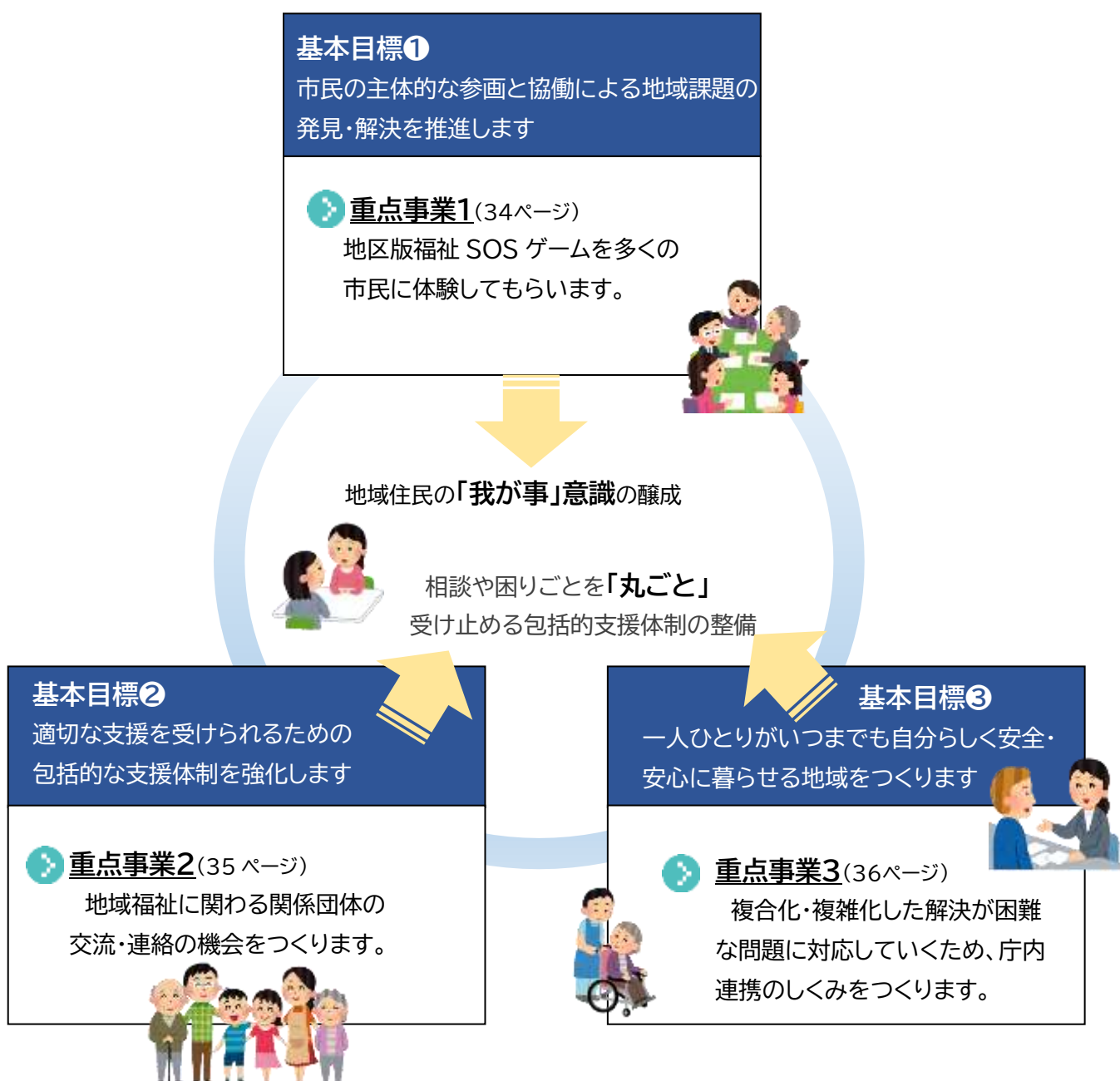
「丸ごと」とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えて関わりを持つこと

4. 地域共生社会の実現に向けた「越谷市版包括的支援体制」

地域共生社会の実現に向けて、本市では基本理念のもとに3つの基本目標と、さらにそれぞれの目標ごとに重点事業を位置づけます。

「越谷市版包括的支援体制」とは、これらを推進していくことで、地域共生社会の実現を目指すものです。地域課題を「我が事」として受け止め、早期発見や解決・支援につないでいくような意識の醸成を図るとともに、相談や困りごとがあった際には関係機関や行政等が「丸ごと」受け止め、適切な支援を実現する包括的支援体制の整備に取り組んでいきます。

「越谷市版包括的支援体制」 イメージ図



5. 計画の体系

第3次計画は、前項で定めた3つの基本目標を実現するために、7つの基本方針、15の施策を定め、それらに関連する事業を推進していきます。

施策体系

基本理念

すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと、人間らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちを実現する

基本目標

1. 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します



2. 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します



3. 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります



基本方針

(1-1) 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり

(1-2) みんながつながりをもてる地域づくり

(2-1) 連携・協働による支援の輪づくり

(2-2) 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり

(2-3) 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり

(3-1) 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり

(3-2) 福祉のまちづくり

人

地域

連携

包括

質向上

生活

まち

施策

(1-1-1)市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます

(1-1-2)地域で活躍する人材を増やし、育てていきます

(1-2-1)地域における交流や活動の場をつくります

(1-2-2)地域活動団体への参加促進と活動を支援します

(2-1-1)身近な地域の中で団体・専門機関の連携を強化します

(2-2-1)身近な地域での相談支援体制を充実させます

(2-2-2)支援が必要な人を把握する仕組みを推進します

(2-2-3)権利擁護における仕組みを推進します

(2-3-1)情報提供を充実させます

(2-3-2)サービスの質を向上させます

(3-1-1)複雑な地域課題へ横断的に対応します

(3-1-2)適切な支援に結びつけるために、庁内連携を強化します

(3-2-1)地域力を活かした防犯・防災対策に取り組みます

(3-2-2)生活しやすい環境づくりに取り組みます

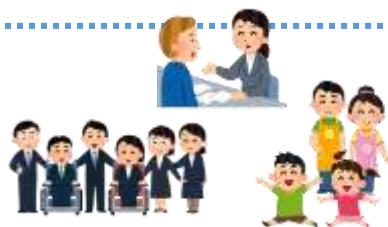
(3-2-3)住まいや仕事の支援を充実させます

重点事業

① 福祉 SOS ゲーム等を
活用した地域力の向上



② 地域福祉に関わる
関係団体の交流・連絡の機会
の創出



③ 分野横断型の包括的な
相談支援体制の構築



6. 重点事業

本市における「地域共生社会」を実現するために、次の3つの重点事業を掲げます。

1 福祉SOSゲーム等を活用した地域力の向上

身近な地域の問題を「自分ごと」として捉える意識を育むことを目指して

福祉課題への対応策についてグループワークを行う「福祉SOSゲーム」を地域で実施し、地域の福祉資源や課題の共有と、助け合いの意識醸成を図ります。



福祉SOSゲーム開催の流れ(例)

① 福祉SOSゲームのサンプル版を使って、ゲームの内容を体験してみましょう



② 地区の地図を見ながらどのような資源があるかを出し合ってみましょう



③ 地域の中で、どのような困りごと(SOS)があるか、どの様に解決できそうか、共有しましょう



市の出張講座を活用し、各地域で開催します。

また、13地区の民生委員・児童委員、地域包括支援センター、自治会等が主体となり、自主的に開催することも可能です。



「福祉SOSゲーム」研修会の様子

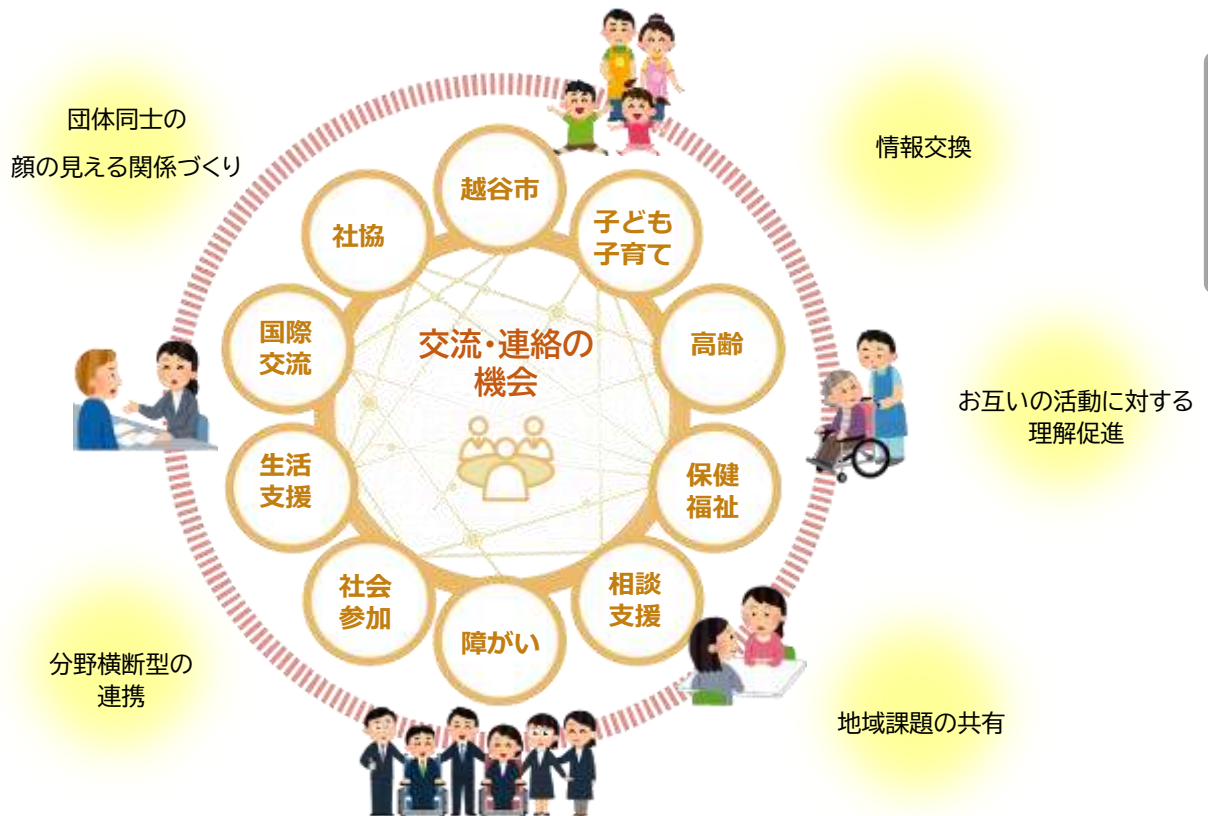
2 地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出

地域の中で、福祉のネットワークの輪が広がることを目指して…

地域福祉や相談支援等に関わる個人や団体・組織同士が連携を強化するため、交流・情報交換の場を設け、地域の状況や課題・解決策等を共有できる機会を創出します。



地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会 イメージ図



第3章

第3次計画策定時における 関係団体が集った合同団体ヒアリングの様子



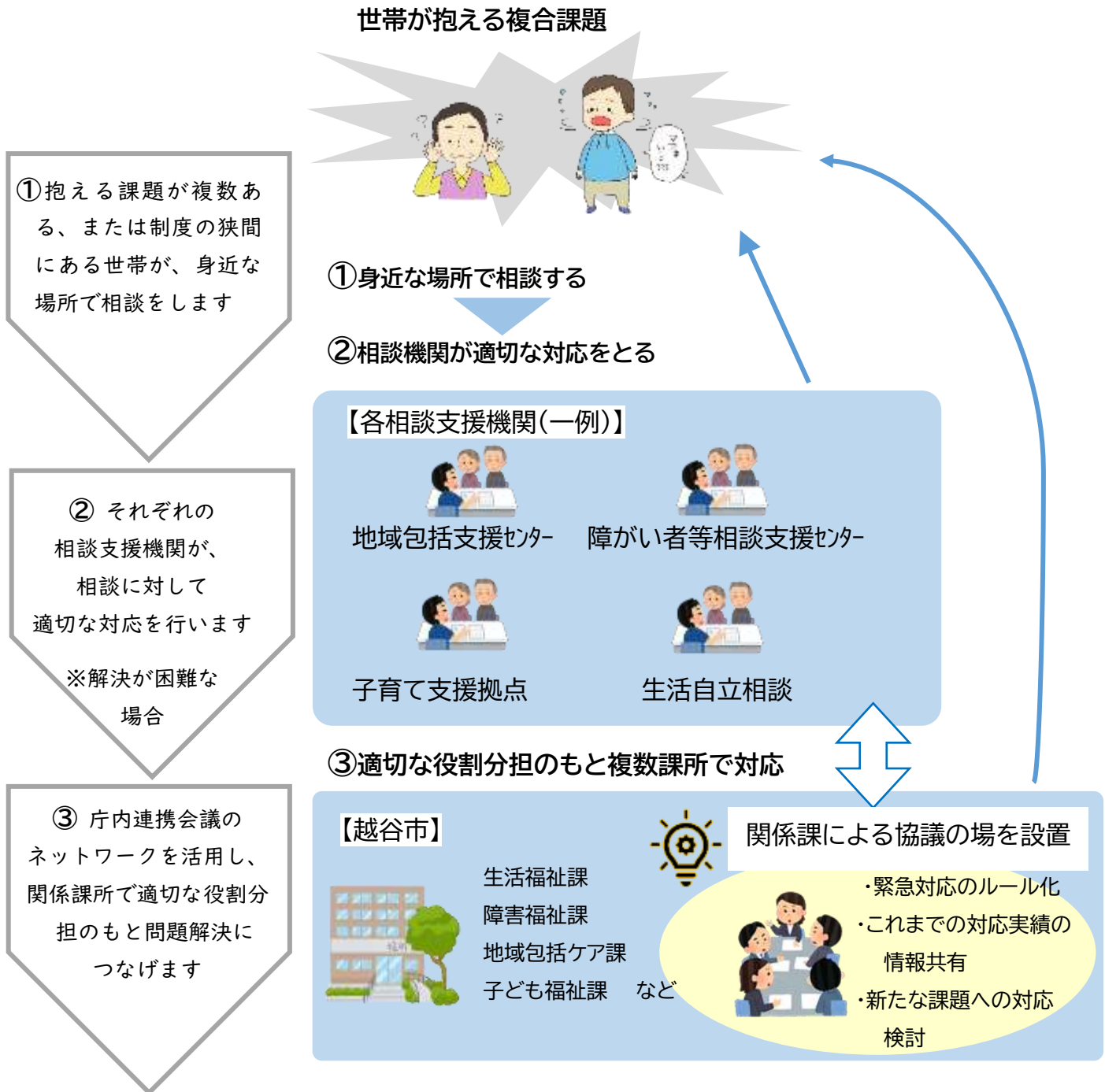
3 分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

越谷市全体での包括的相談支援体制の充実を目指して…

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などに対する分野ごとの相談支援体制では、対応が困難で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について庁内で検討できる「庁内連携会議」を用いて課題解決を目指します。



対応の流れ(例)



第4章

施策の展開



- 基本方針ごとに
 - ・課題
 - ・方向性
 - ・地域でできること
 - …などを紹介します！

第4章「施策の展開」の見方

第4章については、まず基本方針ごとに

- 第3次計画における目指す姿
- これまでの主な取り組み
- 課題


について、掲載しています。見方については以下のとおりです。

基本方針1-1

「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」

第3次計画における目指す姿

- 幅広い世代の地域住民が自分達の地域に関心を持ち、地域や福祉に関する理解を深め、参画していくための意識の醸成・参加の更なる促進を目指します。
- またそれらを実現するために、地域住民が知識を習得するための機会を拡充していきます。



基本方針ごとの目指す姿を記載しています。

これまでの主な取り組み

- ・「地区版福祉SOSゲーム」(※43ページ・コラム参照)について、各地区の民生委員・児童委員を中心として社会資源マップと事例カードの作成に取り組みはじめ、令和元年度に6地区、令和2年度に7地区、全13地区で作成しました。
- ・認知症について、地域住民の理解を深めるために開催している「認知症サポーター養成講座」の養成者が、3万人を超えました。
- ・市職員や小中学校教員向けの「自殺予防ゲートキーパー研修」を行い、自殺対策などに対する知識の啓発に取り組んでいます。

第2次計画期間中に地域や市で取り組んできたことを記載しています。

課題

福祉に対する意識啓発が必要

- ・市の職員が講師として、市が取り組む事業や施策、各種制度などを分かりやすく説明する「市職員等出張講座」を実施していますが、福祉分野の実施回数については、年間約10件にとどまっています。出張講座は意識啓発の場であるとともに、市の職員と地域住民の意見交換の場にもなることから、積極的な出張講座の開催を通じて、福祉に対する意識啓発を行うことが必要です。

第2次計画で見えてきた課題を記載しています。

※用語の定義

市民…越谷市で暮らすすべての人(約34万人)のこと

地域…13地区や自治会などの集合体のこと

地域住民…地域で生活する個人や、地域で活動するグループや団体に属する個人のこと

地域住民等…地域住民、自治会、NPO、ボランティア団体、その他団体及び事業者などのこと

次に、施策ごとに

- 施策の方向性
- 地域で取り組めること、地域住民からの意見
- 市で取り組むこと、主な取り組み（事業）

について、掲載しています。見方については以下のとおりです。

施策1-1-1
市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます

③ 施策の方向性
地域住民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、課題解決のための知識を習得できる研修や学習の機会を充実させます。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)
・近隣住民同士で、顔の見える関係性をつくりましょう。(あいさつをするなど、簡単なことから始めてみましょう！)
・「地区版福祉SOSゲーム」を体験してみましょう。(市の出張講座で受けられます！)
・自治会やボランティア団体が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。
・福祉について関心を持ち、お互いに住みやすい地域をつくっていきましょう。

⑤ 地域住民等からの意見
・「向こう3軒両隣」の精神を持とう
・「いろんな人がいていい」「個性があっていい」「みんなが受け入れられるまちにしよう」

⑥ 市で取り組むこと
・「地区版福祉SOSゲーム」を通じた研修会を積極的に開催し、地域住民の福祉課題に対する意識を醸成し、地域の課題解決力を高めます。
・福祉に関する出張講座のメニューも充実させるなど、地域住民が福祉についての知識を習得できる機会を充実を図ります。
・小中学校における福祉教育を充実させ、早期から福祉に関わる機会をつくることにも、児童・生徒に対する豊かな心の教育を推進します。
・地域住民が様々な立場(年齢・障がい・子育て・ジェンダー・国籍など)を理解し、尊重し合える地域づくりを推進するため、福祉につながる意識啓発活動を行います。

施策ごとの方向性を記載しています。

地域住民等が取り組めることを記載しています。合わせて、地域懇談会等で寄せられた地域の方の声を紹介しています。

施策の方向性に対し、市が取り組むことを記載しています。

市が取り組んでいく事業を記載しています。詳しい事業内容については、各分野別計画に詳細の記載がありますので、あわせてご確認ください。

重要な事業については、コラムとして追加の記載をしています。

⑦ 主な取り組み(事業)

①地域の課題解決力を高める取り組み

(★重点事業1) 地区版福祉SOSゲームの周知・啓発	地域共生推進課
----------------------------	---------

②福祉の学習機会の充実

福祉に関する各種出張講座の開催	生活福祉課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
各種学級講座の実施(子育て講座、異親・母親学級 など)	子ども福祉課
	健康づくり推進課
市内大学と連携した講座の実施(シルバーカレッジ、市民大学 など)	地域共生推進課
	生涯学習課

③福祉教育の充実

小中学校における福祉教育の推進(道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習 など)	指導課
----------------------------------------	-----

④福祉につながる意識啓発

人権啓発の推進	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の推進	人権・男女共同参画推進課
多文化共生の地域づくりの推進	市民活動支援課

コラム 「地区版福祉SOSゲーム」

「福祉SOSゲーム」とは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載された地図」と「様々な困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うことで、福祉に関する課題解決力を高める取り組みのことです。

令和元年度・2年度の2か年で、市内13地区ごとに、地区版の社会資源マップと事例カードを作成しました。今後は、より多くの地域住民に体験してもらえよう、普及・啓発活動を行います。

※成果表は、資料編118ページ参照



「福祉SOSゲーム」研修会の様子

基本方針1-1

「一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり」

第3次計画における目指す姿

- 幅広い世代の地域住民が自分達の地域に関心を持ち、地域や福祉に関する理解を深め、参画していくための意識の醸成・参加の更なる促進を目指します。
- またそれらを実現するために、地域住民が知識を習得するための機会を拡充していきます。



これまでの主な取り組み

- ・「地区版福祉SOSゲーム」(※43 ページ・コラム参照)について、各地区の民生委員・児童委員を中心として社会資源マップと事例カードの作成に取り組みはじめ、令和元年度に6地区、令和2年度に7地区、全13地区で作成しました。
- ・地域住民の理解を深めるために「認知症サポーター養成講座」を開催し、そのサポーター数が4万人を超えました。
- ・市職員や小中学校教員向けの「自殺予防ゲートキーパー研修」を行い、自殺対策などに対する知識の啓発に取り組んでいます。

課題

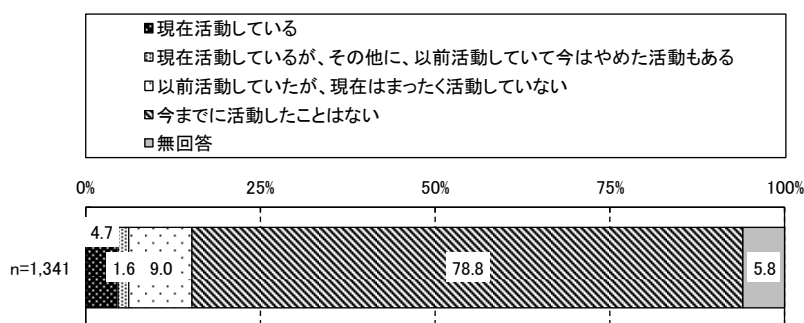
福祉に対する意識啓発が必要

- ・市の職員が講師として、市が取り組む事業や施策、各種制度などを分かりやすく説明する「市職員等出張講座」を実施していますが、福祉分野の実施回数については、年間約10件にとどまっています。出張講座は意識啓発の場であるとともに、市の職員と地域住民の意見交換の場にもなることから、積極的な出張講座の開催を通じて、福祉に対する意識啓発を行うことが必要です。

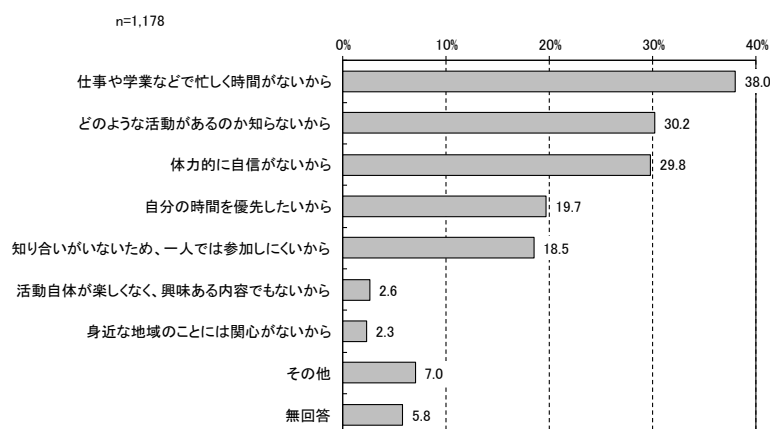
ボランティア活動の大切さを伝えることが必要

・市民アンケートでは、「ボランティアやNPO活動の経験」という問いに対し、「今までに活動したことはない」という回答が約8割となっています。ボランティアやNPOでの活動に参加していない理由としては「仕事や学業などで忙しく時間がないから」（第1位・38.0%）に次いで、「どのような活動があるのか知らないから」（第2位・30.2%）となっています。そのため、より多くの地域住民にボランティア活動へ参加してもらえるよう、参加しやすくする工夫や活動内容の周知を図るとともに、ボランティア活動の大切さを伝えることが必要です。

■ボランティアやNPO活動の経験



■ボランティアやNPO活動に参加していない理由



地域活動に参加するきっかけづくりが必要

・市民アンケートでは、本市の地域福祉の現状として「あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがあるか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が62.4%となっており、活躍する機会や知識習得の機会が不十分であるという意見が過半数を占めています。そのため、現在行われている講座・研修をより一層周知することや、新たな知識習得の機会を創出することを通じて、地域活動に参加するきっかけづくりを行うことが必要です。

■地域貢献の仕組みの有無

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある		10.4%	<	62.4%

施策1-1-1

市民の地域福祉に対する関心と、地域の課題解決力を高めます

❖ 施策の方向性

地域住民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、課題解決のための知識を習得できる研修や学習の機会を充実させます。

❖ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・近隣住民同士で、顔の見える関係性をつくりましょう。(あいさつをするなど、簡単なことから始めてみましょう!)
- ・「地区版福祉SOSゲーム」を体験してみましょう。(市の出張講座で受けられます!)
- ・自治会やボランティア団体が主催する研修会で、福祉に関する題材を扱ってみましょう。
- ・福祉について関心を持ち、お互いに住みやすい地域をつくっていきましょう。

❖ 地域住民等からの意見

- ・「向こう3軒両隣」の精神を持つ
- ・「いろんな人がいい」「個性があっていい」「みんなが受け入れられるまちにしよう」



❖ 市で取り組むこと

- ・「地区版福祉SOSゲーム」を通じた研修会を積極的に開催し、地域住民の福祉課題に対する意識を醸成し、地域の課題解決力を高めます。
- ・福祉に関する出張講座のメニューを充実させるなど、地域住民が福祉についての知識を習得できる機会の充実を図ります。
- ・小中学校における福祉教育を充実させ、早期から福祉に携わる機会をつくとともに、児童・生徒に対する豊かな心の教育を推進します。
- ・地域住民が様々な立場(高齢・障がい・子育て・ジェンダー・国籍など)を理解し、尊重し合える地域づくりを目指すため、福祉につながる意識啓発活動を行います。



② 主な取り組み(事業)

①地域の課題解決力を高める取り組み	
(★重点事業1) 地区版福祉SOSゲームの周知・啓発	地域共生推進課
②福祉の学習機会の充実	
福祉に関する各種出張講座の開催	生活福祉課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
各種学級講座の実施(子育て講座、両親・母親学級 など)	介護保険課
	子ども福祉課
	健康づくり推進課
市内大学と連携した講座の実施 (シルバーカレッジ、市民大学 など)	生涯学習課
	地域共生推進課
③福祉教育の充実	
小中学校における福祉教育の推進 (道徳教育、社会奉仕活動、福祉体験学習 など)	指導課
④福祉につながる意識啓発	
人権啓発の推進	人権・男女共同参画推進課
男女共同参画の推進	人権・男女共同参画推進課
多文化共生の地域づくりの推進	市民活動支援課



「地区版福祉SOSゲーム」

「福祉SOSゲーム」とは、「S：社会資源」、「O：お悩み」、「S：相談」の頭文字を合わせたもので、「地区内にある社会資源が記載された地図」と「様々な困りごとを抱える世帯の事例カード」を使用して、どうすれば困りごとを解決できるかグループワークを通じて話し合うことで、福祉に関する課題解決力を高める取り組みのことです。

令和元年度・2年度の2カ年で、市内13地区ごとに、地区版の社会資源マップと事例カードを作成しました。今後は、より多くの地域住民に体験してもらえよう、普及・啓発活動を行います。

※成果品は、資料編118ページ参照



「福祉SOSゲーム」研修会の様子

施策1-1-2

地域で活躍する人材を増やし、育てていきます

❖ 施策の方向性

地域福祉活動の担い手を増やすため、人材育成を目的とした研修や講座を充実させるとともに、地域住民の支え合い活動を支援します。

❖ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・まずは自分の興味がある活動に参加してみましょう。
- ・地域で活動する人の輪が広がるよう、各団体の活動内容を理解したり、協力する気持ちを持ちましょう。
- ・共通の悩みごとを抱えている人と交友を持ち、情報を共有しましょう。(困ったときの相談相手を見つけましょう)

❖ 地域住民等からの意見

- ・まずは身近なところ(ご近所)から、高齢者・子ども・障がいのある方が助け合って生きていける地域にしよう
- ・ボランティアグループを結成して、介護施設等で運動指導や歌を歌う活動を行っており、その活動にとってもやりがいを感じている



❖ 市で取り組むこと

- ・ボランティアの社会的役割や重要性を周知することで、活動してみたいと思う人を増やします。
- ・地域で活動してみたい、誰かの力になりたい、学んでみたいと思っている人向けに、活動を始めるための様々な研修や事業を実施し、地域で活躍する人材を育成します。
- ・ボランティア活動に応じたポイント制度や、サービスの受け手と担い手の調整など、地域で活動する人を増やしていくための仕組みづくりを充実させ、地域住民による支え合いを推進します。



② 主な取り組み(事業)

①地域における担い手の役割や重要性の啓発	
ボランティア活動の促進（周知・啓発、社会福祉協議会・市民活動支援センターとの連携 など）	福祉総務課
	地域共生推進課
	市民活動支援課
②地域で活動する人材の育成	
民生委員・児童委員の担い手確保	福祉総務課
地域支え合い推進員の養成	地域共生推進課
認知症サポーター養成講座の実施	地域包括ケア課
担い手養成研修の実施	地域共生推進課
介護予防・フレイル予防に向けた取り組みの推進（介護予防リーダー養成講座 など）	地域包括ケア課
自殺予防ゲートキーパー研修の実施	保健総務課こころの健康支援室
食生活改善推進員の養成	健康づくり推進課
循環型生涯学習社会の担い手育成の支援（生涯学習に携わるリーダーやボランティア など）	生涯学習課
③地域住民による支えあいの推進	
日本赤十字社が行う相互扶助活動への協力	福祉総務課
地域支え合い会議の充実	地域共生推進課
介護支援ボランティア制度の推進	地域共生推進課
ファミリー・サポート・センターの充実	子ども施策推進課



「生活支援体制整備事業」

少子高齢化の進行による一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加に伴い、調理や清掃、買い物など、日常生活上のちょっとした困りごとに対する支援を必要とする高齢者が増えています。

こうした高齢者の方々が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「地域住民による支えあい活動（生活支援）を広げるための体制を整備する事業（生活支援体制整備事業）」を実施しています。

現在、支えあい活動の体制整備に向けた調整役として、有志の市民等から「地域支え合い推進員」を各地区に配置し、地域住民等と一緒に住民主体の生活支援サービスを検討するなど活動を広げています。

今後も、各地区の支え合い活動のさらなる充実を目指し、事業を推進していきます。



地域の支えあいを検討する会議
（地域支え合い会議）の様子

基本方針1-2

「みんながつながりをもてる地域づくり」

第3次計画における目指す姿

- すべての地域住民が住み慣れた地域で楽しく暮らし続けられるよう、地域住民同士が交流できる機会や場所を創出し、みんながつながりをもてる地域づくりを目指します。
- またそれらを実現するために、地域活動への参加促進と、地域で活動する団体の活動支援を行います。



これまでの主な取り組み

- ・地域住民と市が協働により地域の福祉課題について考える「越谷市地域支え合い会議」が発足し、各地区に広まりつつあります。また地域住民が主体となり運営されている「ふれあいサロン」の数が100カ所を超え、高齢者等の集いの場として活用されています。さらに、「障害者福祉センターこぼと館」など、障がい者が地域で交流する場の充実を図りました。
- ・地域住民が主体となって運営している「子ども食堂」の取り組みが地域に広まりはじめ、子育て世帯のコミュニケーションの場として活用されるとともに、子どもの孤食を防ぐ役割を果たしています。
- ・地域活動団体等への活動支援の一環として、自治会長や民生委員・児童委員には活動をする際の指針を示した「ハンドブック」が配布されており、活動の一助となっています。

課題

交流・活動の場づくりと情報提供が必要

- ・市民アンケートでは、「NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」と回答した割合が65.0%となっており、交流や活動を行う場の整備や情報提供が不十分であるという意見が過半数を占めています。そのため、地域活動をより充実させるために、交流・活動を行うための場づくりと、その場についての情報提供が必要です。

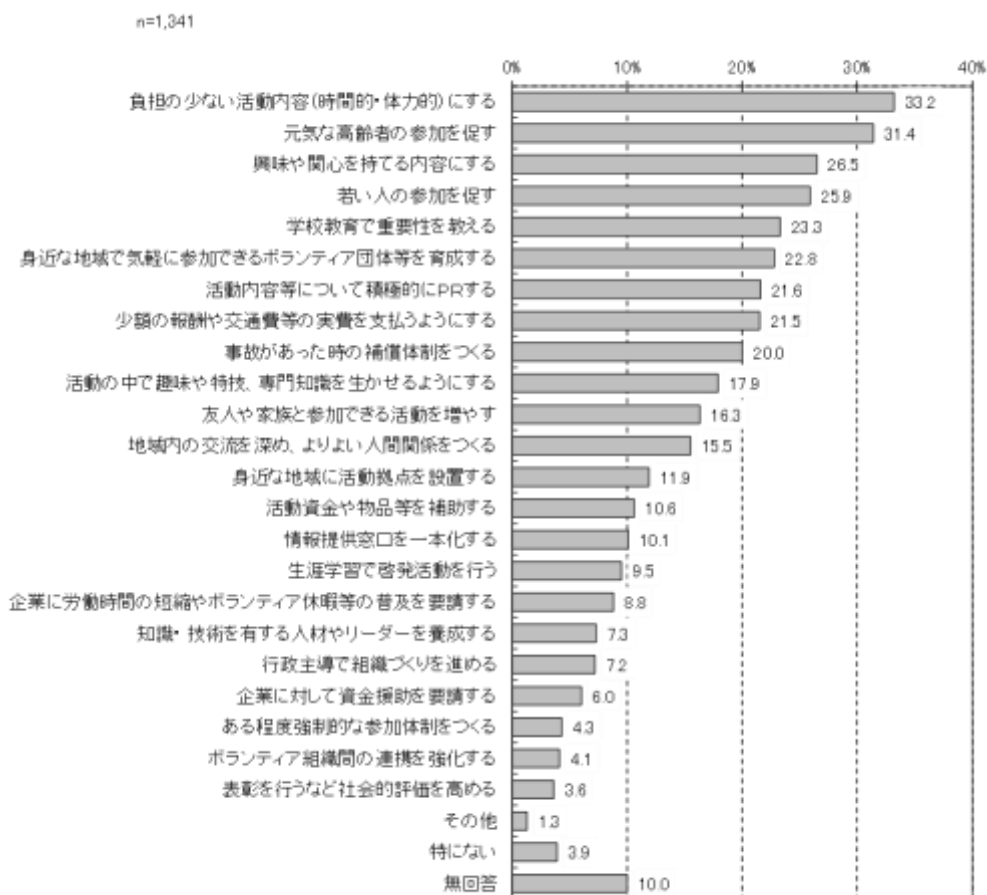
■情報・拠点等の基盤

①できている ②ある程度できている	③あまりできていない ④ほとんどできていない	①+②	比較	③+④
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている		11.5%	<	65.0%

●● 団体活動を活性化させるための参加促進の取り組みが必要

・市民アンケートでは、「今後ボランティアやNPO活動を活性化させるために必要なこと」という問いに対し、「負担の少ない活動（時間的・体力的）にする」が33.2%で最も高くなっています。また、「元気な高齢者の参加を促す」という回答が31.4%、「若い人の参加を促す」という回答が25.9%と、参加促進に関する項目も上位を占めています。活動の負担軽減を図るために団体への活動支援を行うとともに、新たな担い手の参加を促進し、団体活動を活性化させることが必要です。

■ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等の活性化に必要なこと



施策1-2-1

地域における交流や活動の場をつくります

③ 施策の方向性

地域交流の充実を図るため、多様な交流の場、活動の場を確保するとともに、地域交流事業を推進します。

③ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 関心のある交流や活動の場に参加し、地域住民同士で交流の機会を持ちましょう。
- ・ 地域における交流や活動の場づくりが、さらに広がるようできる範囲で協力しましょう。
- ・ 自治会館や既存の施設等を活用して共有の趣味を持つ人と集まり、交流の輪を広げましょう。(茶話会など、まずは簡単なことから)

③ 地域住民等からの意見

- ・ 多様な世代が垣根を越えて交流することで、まちへの関心を高めよう
- ・ 地域交流が盛んに行われ、「孤」育てにならないような越谷市になったらいい
- ・ 多世代間の交流の場と機会をつくろう



③ 市で取り組むこと

- ・ 高齢者、障がい者、子育て世代など、地域の人が気軽に集まれる、多様な交流の場や機会をつくります。
- ・ 既存の公共施設等を活用し、住民主体の交流・居場所づくりの支援を行います。
- ・ 現在行われている地域交流のイベントや取り組みを周知し、参加者を増やすことで活動の活性化を図ります。
- ・ 交流の場の運営や、地域交流のイベントを実施する際には、支援が必要な人（高齢者や障がい者等）が参加しやすいよう、当事者に意見を聴取するなどの工夫を行います。



② 主な取り組み(事業)

①多様な交流の場、活動の場の確保	
高齢者等の交流の場づくりの推進 (老人福祉センター、「ふらっと」がもう・おおぶくろ など)	地域共生推進課
障がい者の交流の場づくりの推進 (障害者福祉センターこぼと館 など)	障害福祉課
子育て世代の交流の場づくりの推進 (保育所、子育てサロン、地域子育て支援センター、保育ステーション、児童館 など)	子ども施策推進課
	保育施設課
	青少年課
多世代の交流の場づくりの推進 (地区センター・公民館、自治会館、市民活動支援センター など)	市民活動支援課
②地域交流事業の推進	
「ふれあいの日」を通じた地域交流の促進	障害福祉課
	子ども福祉課
放課後子ども教室事業の推進	青少年課



「地域子育て支援センター」

地域子育て支援センターでは、子育て中の親子の交流等を推進するため、子育て相談や子育て講座などを行っています。

現在市内14カ所の地域子育て支援センターが運営されており、専任の職員が、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、様々な支援を行っています。



施策1-2-2

地域活動団体への参加促進と活動を支援します

④ 施策の方向性

地域住民の団体活動への参加促進と活動支援を通じて、地域活動の活性化を図ります。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・自治会の「相互扶助」の仕組みを理解し、自治会に加入することで地域活動を盛り上げましょう。
- ・自分の地域の民生委員・児童委員や活動している団体等と、いざという時に気軽に相談できるように、日頃からつながりを持ちましょう。
- ・地域活動団体同士で、普段から横のつながりを持ち、地域の輪を広げましょう。
- ・社会福祉法人は地域公益活動に積極的に取り組み、地域に貢献しましょう。
- ・NPOやボランティア団体は、ホームページやSNSを通じて自分たちの活動をPRしましょう。

④ 地域住民等からの意見

- ・参加している地域活動に、今後も積極的に携わりたい
- ・自治会員に若い世代を増やしたい。若い自治会員が活躍すれば、地域の活性化にもつながると思う



④ 市で取り組むこと

- ・自治会活動の活性化に向けて、地域活動の中核を担う自治会への加入促進を図ります。
- ・活発に行われている地域活動が継続性をもって行われるよう、活動を引き継いでいく新たな担い手の育成に、活動団体や地域とともに取り組みます。
- ・地域活動団体の活動をより一層活性化するため、情報提供の充実や活動拠点の確保などの活動支援を行うとともに、活動団体同士や関係機関との横のつながりを強化します。



② 主な取り組み(事業)

①地域活動団体への参加促進	
自治会への加入促進・啓発	市民活動支援課
②地域活動団体への活動支援	
民生委員・児童委員への活動支援	福祉総務課
日本赤十字社奉仕団への活動支援	福祉総務課
障がい者ボランティア団体等への活動支援	障害福祉課
介護予防・生活支援サービス（住民主体によるサービス） 実施団体への支援	地域共生推進課
自治会への活動支援	市民活動支援課
コミュニティ推進協議会への活動支援	市民活動支援課
市民活動団体の育成・活動支援	市民活動支援課
子育てサークル運営団体に関する周知	子ども施策推進課
子ども食堂運営団体に関する周知	子ども施策推進課
子ども会育成連絡協議会への活動支援	青少年課
学校応援団への活動支援	指導課
P T A 連合会への活動支援	生涯学習課
社会福祉法人の地域公益活動の促進	福祉総務課



「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、地域の方々から相談を受け、必要に応じ市役所や適切な福祉機関につなぐ「地域の身近な相談相手」です。本市では地域ごとに担当区域が割り振られており、400人を超える委員が活躍しています。福祉に関する困りごとがあるときは、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

また、民生委員・児童委員を紹介してもらいたい方は、市役所の福祉総務課へお問い合わせください。



地域の高齢者宅を訪問する様子

基本方針2-1

「連携・協働による支援の輪づくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域における困りごとや相談に対して、分野を超えて対応し、関係機関が連携・協力する体制づくりと、庁内における連携強化による、包括的な支援体制づくりを推進します。



これまでの主な取り組み

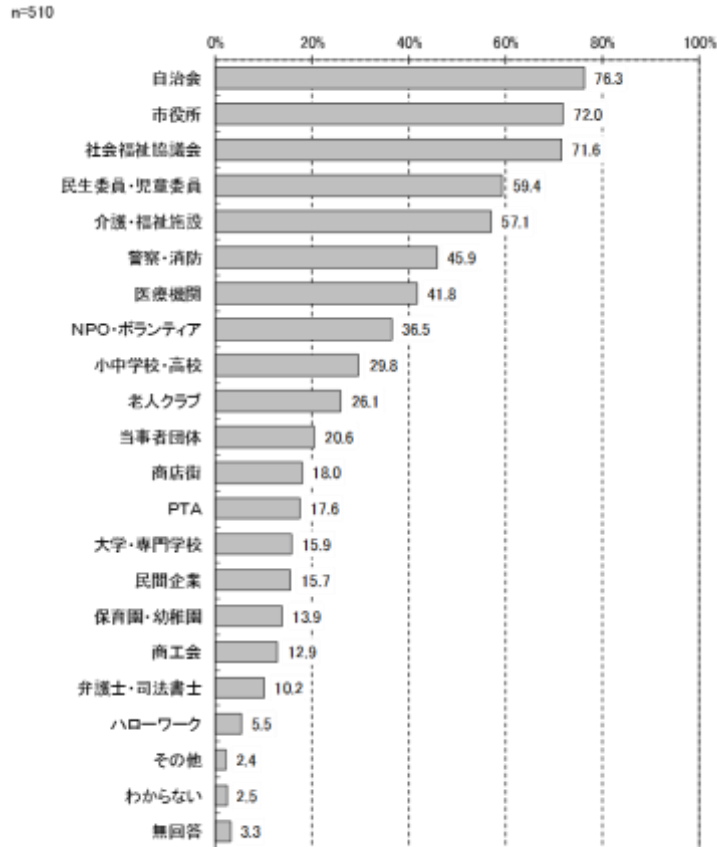
- ・地域包括支援センターを中心として、地域住民、ボランティア、民間の協力者等からの連絡により支援を必要としている人を把握し、適切な支援へつなげる仕組みとして「地域包括支援ネットワーク」ができました。
- ・越谷市社会福祉協議会が活動を支援しているボランティアの「福祉推進員」が中心となり、地区ごとに高齢者等が気軽に集まれる「集いの場」をつくらうとする活動が広まってきました。

課題

団体・専門機関との連携強化が必要

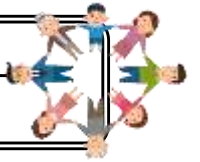
- ・合同団体ヒアリングでは、福祉の従事者から、市との情報交換を行う機会が不足していること、また同様に、福祉の従事者間でもコミュニケーションが不足していることなどが課題に挙げられています。地域における生活課題を適切に把握し解決するために、団体・専門機関との連携強化が必要です。
- ・また、団体アンケートでは、「地域福祉活動を推進するために、どのような機関とネットワーク形成が必要か」という問に対し、自治会、市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・福祉施設という回答が上位を占めています。この5つが特に連携を意識することで、地域福祉の向上につながると考えられます。

■地域福祉活動を推進するためのネットワーク形成に必要な機関



施策2-1-1

身近な地域の中で団体・専門機関の連携を強化します



施策の方向性

地域における相談ごとを円滑に解決するため、福祉関係団体・専門機関の連携を強化します。

地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地元の企業や商店などが率先して、地域内の様々なネットワークに関する取り組みや事業に協力しましょう。
- ・福祉関係団体・専門機関が一堂に会する会議等に積極的に参加することで連携を深めるとともに、地域課題の共有を図りましょう。
- ・福祉関係団体・専門機関が地域のイベントに参加することで、地域住民から、より身近に感じてもらえるような関係性を築きましょう。

地域住民等からの意見

- ・越谷市からの情報を多機関で共有できるような仕組みがほしい
- ・様々な分野の方々と顔合わせができる場があれば、多機関での相談がしやすくなると思う
- ・多分野の情報を集約する場所を決めておき、有事に備えることが重要だと思う

市で取り組むこと

- ・支援が必要な人の早期発見につなげるために、福祉関係団体・専門機関や民生委員・児童委員等と行政のネットワークの充実を図ります。
- ・地域福祉の推進役としての役割を期待される「社会福祉法人」との連携を強化し、公益的活動を行うための情報共有等を行います。
- ・地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会との情報共有と、地域福祉の推進に向けた連携強化を図ります。
- ・企業が持つ専門知識とネットワークを地域福祉の推進に活かせるよう、企業との包括連携協定を推進します。



② 主な取り組み(事業)

① 包括的な支援ネットワークの推進	
(★重点事業2) 地域福祉に係わる関係団体の交流・連絡の機会の創出	地域共生推進課
地域包括支援ネットワークの推進	地域包括ケア課
在宅医療・介護連携の推進	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
	地域医療課
子育て支援ネットワークの推進	子ども施策推進課
	青少年課
	健康づくり推進課
社会福祉審議会の開催・運営	福祉総務課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	子ども施策推進課
② 行政と関係機関との連携強化	
社会福祉法人、社会福祉協議会、民間団体等との連携強化	福祉総務課
	障害福祉課
	地域共生推進課
	地域包括ケア課
	介護保険課
市内大学との連携（実習生の受け入れ など）	関係各課
企業との包括連携協定の推進	関係各課



「合同団体ヒアリング」

今回の計画策定において、福祉の現場に従事する方々の声を反映するため、市内で地域福祉に関わる様々な活動団体・相談支援機関等を対象に、合同団体ヒアリングを実施しました。

ヒアリングでは、市内の困難事例や各団体の活動上の課題、地域の中で団体や専門機関が連携することの重要性等について、実体験を踏まえた具体的な話し合いが行われました。



合同団体ヒアリングの様子

基本方針2-2

「社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域のつながりにより、何かあった際（困難や悩みを抱えた場合など）に周囲が気づいたり、本人がためらわずに相談支援につながることのできる地域づくりを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、市職員が民生委員・児童委員協議会の会議に参加し情報共有を図るなど、協力体制を構築してきました。
- ・「なんでも相談窓口」、「生活自立相談 よりそい」、「障がい者等相談支援センター」、「こころの健康支援室」、「子育て世代包括支援センター」、「女性・DV相談支援センター」など、多様な分野の相談支援窓口が設置され、市民への相談支援体制が充実しつつあります。
- ・「地域包括支援センター」が地区センター内等に移設され、高齢者の総合相談窓口がより地域に身近なものになりました。
- ・成年後見制度に関する需要の高まりを受け、本市では平成23年に社会福祉協議会内に「成年後見センターこしがや」が設置されました。

課題

相談支援体制の充実と支援を必要とする人を把握する仕組みの充実が必要

- ・市民アンケートでは、「支援制度の各分野について、対象者を支える仕組みが充実しているか」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が60.8%となっており、現行制度が不十分であるという意見が過半数を占めています。公的な相談支援機関の充実と、支援を必要としている人を把握する仕組みの充実の両輪により、支援の輪を広げていくことが必要です。

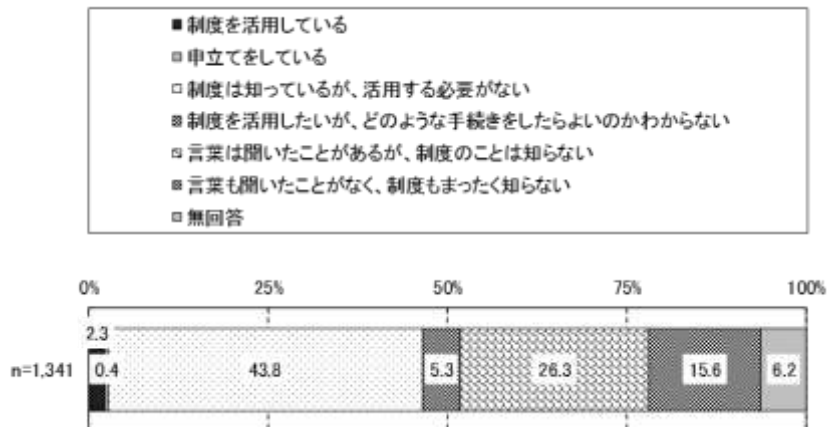
■対象者を支える仕組みの充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
支援制度の各分野について、対象者を支える仕組みが充実している		15.2%	<	60.8%

●● 権利擁護の仕組みの推進と周知が必要

- ・市民アンケートでは、「成年後見制度について知っているか」という問いに対し、約4割の方が「聞いたことがあるが、制度のことは知らない」、「言葉も制度もまったく知らない」と回答しています。権利擁護に関する仕組みは利用者だけでなく周囲の理解も重要であるため、仕組みの推進と周知の両輪を進める必要があります。

■「成年後見制度」についての認知度



施策2-2-1

身近な地域での相談支援体制を充実させます

➤ 施策の方向性

地域住民に身近な地域での相談支援体制を充実させ、地域生活課題に対し迅速に対応します。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地域の中でつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、当事者に相談先を紹介したりしましょう。
- ・何かあった際（困難や悩みを抱えた場合など）には、「周囲に迷惑がかかる」と考えず、まずは相談してみましょう。



➤ 地域住民等からの意見

- ・福祉推進員が聞いた相談事例を共有できる場がほしい
- ・隣近所の付き合いを濃くして、子ども達を互いに預けられるような地域になったらいい

➤ 市で取り組むこと

- ・身近な地域で気軽に相談できる場所の整備や、見守りや相談体制の充実を図ります。
- ・様々なニーズに対応できる相談窓口を整備し、市民にとってより身近で分かりやすいものとなるよう周知を行います。
- ・生活上の困難や悩みを抱えた人に対し、相談窓口で親身に相談に乗ることで、地域社会で自立した生活を送れるよう支援します。
- ・相談窓口で内容を包括的に受け止め、よりスピーディーな対応を行うための体制整備と、関連部署・分野との円滑な連携強化に努めます。



② 主な取り組み(事業)

①身近な地域での相談機会の充実	
民生委員・児童委員による見守りの充実	福祉総務課
オレンジカフェの設置	地域包括ケア課
まちかど介護相談薬局の充実	介護保険課
乳幼児育児相談、家庭訪問の充実	健康づくり推進課
	子育て世代包括支援センター
②様々なニーズに対応し専門的支援につなげる相談窓口の充実	
なんでも相談窓口の充実	生活福祉課
	北部出張所
基幹相談支援センターの設置	障害福祉課
障がい者等相談支援センターの充実	障害福祉課
地域包括支援センターの充実	地域包括ケア課
子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども福祉課
児童発達支援センターでの発達相談事業の充実	子ども福祉課
母子家庭等相談事業の充実	子ども福祉課
青少年相談室の充実	青少年課
子育て世代包括支援センターの充実	健康づくり推進課
	子育て世代包括支援センター
女性・DV相談支援センターの充実	人権・男女共同参画推進課
消費生活相談事業の充実 (特殊詐欺・悪質商法対策、消費生活問題 など)	くらし安心課
教育相談事業の充実 (いじめ、不登校対策、発達相談、就学相談 など)	教育センター



「障がい者等相談支援センター」

「障がい者等相談支援センター」は、年齢や障がいの種類、障害者手帳の有無を問わず、障がいに関することであればどなたでも利用できる相談窓口です。

仕事のこと、経済的なこと、将来のこと、人間関係のことなど、様々な困りごとや悩みごとについて、一緒に解決方法を考えます。

令和元年10月に増設し、現在、市内4カ所の障がい者等相談支援センターで支援を行っています。困りごとがあるときは、お住まいの地区の障がい者等相談支援センターにご相談ください。

施策2-2-2

支援が必要な人を把握する仕組みを推進します



③ 施策の方向性

地域で支援を必要としている人を把握し、アドバイスを行ったり、適切な福祉機関につなげる仕組みづくりを推進します。

③ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・活動する人や団体同士が、何かあった際に連携できるよう、日頃からつながりをもつように心がけましょう。
- ・身近な地域で生活している市民同士が、互いに顔の見える関係を築き、いざという時の見守り・助け合いにつなげましょう。



③ 地域住民等からの意見

- ・地域コミュニティの希薄化により、以前より地域の情報が得られないようになっている
- ・地域の困難事例を民生委員・児童委員の助けによって、円滑に解決できたことがある

③ 市で取り組むこと

- ・地域で支援を必要としている人を把握する協力者（民生委員・児童委員等）と日ごろから連携を取ることで、地域のSOSを事前に察知し、適切な助言を行える仕組みづくりを推進します。
- ・地域の協力者が活動上の悩みを抱え疲弊しないように、市職員や地域の仲間が相談に乗ることで、負担を軽減できるような環境を整備します。
- ・支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう、地域の中や庁内での関係組織（福祉・保健・医療・教育・労働・住宅等）間で顔の見える関係を築き、情報を共有し、連携強化を図ります。

③ 主な取り組み(事業)

①支援が必要な人を把握する協力者との連携	
民生委員・児童委員との連携・協力体制の強化	福祉総務課
②支援が必要な人の地域生活を支援するための連携・情報共有・検討	
地域ケア会議の運営	地域包括ケア課
障害者地域自立支援協議会の運営	障害福祉課
要保護児童対策地域協議会の運営	子ども福祉課

コラム 「地域ケア会議」

地域包括ケアシステムを強化するため、各日常生活圏域において、どのような困難を抱えた個人や家族がいて、その個人や家族に対してどのようなサービスを提供すべきか、また、どのような地域資源が不足しているのかを継続して協議を行っています。

本市では、13地区ごとに各地区の地域包括支援センターが会議を主催し、医師や歯科医師、薬剤師、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自治会長等が集まり協議を行っています。



「障害者地域自立支援協議会」

障がい者の地域における自立した生活を支援していくため、困難事例などの地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備、障がい者の権利擁護について協議を行っています。事業者、行政機関、保健福祉医療機関、相談員など様々な関係者で構成されています。

「要保護児童対策地域協議会」

子どもの虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の在宅支援の強化を図るため、関係機関との協議・調整を行っています。

事業者、行政機関、警察、地域ボランティア等で構成され、代表者会議・実務者及び個別のケースに応じた会議等を行っています。

施策2-2-3

権利擁護における仕組みを推進します

➤ 施策の方向性

権利擁護に関する仕組みの充実と、適切な利用に向けた制度の周知を行います。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 成年後見制度など、権利擁護についての理解を深めましょう。
- ・ 虐待が疑われる家庭があった場合には、関係機関に連絡・通報をしましょう。
- ・ 権利擁護を担う人材（市民後見人等）を養成する研修に参加して、地域で活躍しましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・ 虐待に気づいた人は、民生委員・児童委員に相談したり、児童相談所に通報しよう
- ・ 適切な支援ができるよう、普段から多機関で情報共有をすることが大切
- ・ 困っている人の情報が助けていたい人（支援者）に伝わらないことがある



➤ 市で取り組むこと

- ・ 権利擁護を担う地域の人材（市民後見人等）の養成と制度の周知を行います。
- ・ 権利擁護に関する相談体制の充実や、制度の普及・啓発、地域内の連携ネットワークづくりを推進します。
- ・ 「虐待をしない、させない、見逃さない」体制を関係機関と連携して構築します。

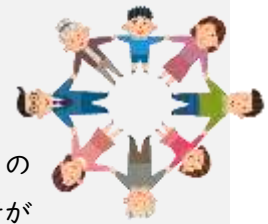


② 主な取り組み(事業)

①成年後見制度の普及と活用（成年後見制度利用促進計画） ※64～67ページ参照	
成年後見制度の利用促進	障害福祉課
	地域包括ケア課
市民後見人の養成	障害福祉課
	地域包括ケア課
②虐待予防・防止のための関係機関の連携強化	
障がい者の権利擁護（差別解消・虐待防止）の推進	障害福祉課
高齢者の権利擁護の推進	地域包括ケア課
子どもの権利擁護の推進	子ども福祉課



「成年後見センターこしがや」



成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、財産管理や契約行為等で不当な被害を受けないよう、裁判所が選任した「成年後見人」が支援を行う制度です。

本市では社会福祉協議会内にある「成年後見センターこしがや」で、制度の詳細な内容や利用方法など、成年後見制度に関する様々な相談を受けています。

◆成年後見制度の普及と活用(越谷市成年後見制度利用促進計画)

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力の不十分な人のために後見人を選任し、権利保護や財産管理の支援を行う仕組みです。平成28年(2016年)5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(「成年後見制度利用促進法」)が施行され、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

本市では、成年後見事業として、①普及啓発、利用相談などを行う成年後見制度利用援助事業、②利用者と同一目線できめ細かな支援ができる市民後見人を養成し活動支援を行う市民後見人養成事業、③市長申立や後見人への報酬助成などを行う成年後見制度利用支援事業を行っています。

今後、高齢化の急速な進展により、認知症を患う高齢者や、身寄りのない高齢者など、成年後見制度を必要とする人が増加することが見込まれます。そのため、さらなる制度の普及や活用を図っていきます。

【越谷市内の成年後見制度利用状況】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申立件数(件)※	58	54	61	75	61
うち市長申立件数(件)	9	17	9	17	11
利用者数(人)※	274	290	314	345	358

※さいたま家庭裁判所提供資料による。任意後見を含めた件数。(各年度12月31日時点)

1 成年後見制度の利用促進

《現状》

成年後見制度の周知が進むにつれ、制度の利用者は増加傾向にあります。「成年後見センターこしがや」への相談件数も、年々増加しており、特に、相続問題や消費トラブル、経済的虐待など、複雑な問題を含んだ権利擁護の相談が増加しています。

【成年後見センターこしがやへの相談件数】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
成年後見センターこしがやへの相談件数(件)	648	647	698	1,027	902

《課題》

【専門職とともに権利擁護支援を行う体制が無い】

これまでは、「成年後見センターこしがや」と市役所の関連部署が中心となって、専門職(行政書士や司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、弁護士など)から意見を聴きながら、成年後見制度の周知や利用等について検討を行ってきました。しかし、相談件数の増加や複雑な問題を含んだ相談に対応するためには、相談受付の段階から、専門職と連携・協力して積極的な支援策を検討していく必要があります。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

地域連携ネットワークの構築による、支援体制の充実

関連機関が連携・協力し合い、広報、相談、制度利用促進、後見人支援を行う権利擁護支援のための地域連携ネットワーク※を構築します。また、ネットワークの構築において、以下の重点的取り組みを進めます。

※地域連携ネットワークとは

市民及び地域とともに、行政機関や地域の様々な専門職などが繋がり、権利擁護の支援を行ったり、地域の課題を検討・解決していく仕組みです。

- 権利擁護が必要な人を発見し、支援を行います
- 困りごとを抱える人が、早い段階から相談できる体制の整備を行います
- 意思決定の支援や、すみやかに身上の保護ができる体制を構築します

重点的取り組み ①

地域連携ネットワークの中核となる機関（以下、「中核機関」という。）を整備し、4つの機能を主導する役割を持たせます。

広報機能

- ・パンフレットの作成、講演会や出前講座、研修会などによる成年後見制度の普及啓発 既存
- ・相談者別（本人、親族、地域住民向け）パンフレットの作成 拡充
- ・福祉関係者向け研修会の開催 拡充

相談機能

- ・成年後見制度の利用相談や必要な支援策の検討 既存
- ・専門的な知見を踏まえた、相談受付や支援策の検討 拡充
- ・任意後見制度の利用相談及び監督人選任の検討 新規

成年後見制度利用促進機能

- ・申立てに必要な手続き支援 既存
- ・専門職からの意見を聴取する会議（ケース検討会議）の開催 拡充（開催回数の増加）

後見人支援機能

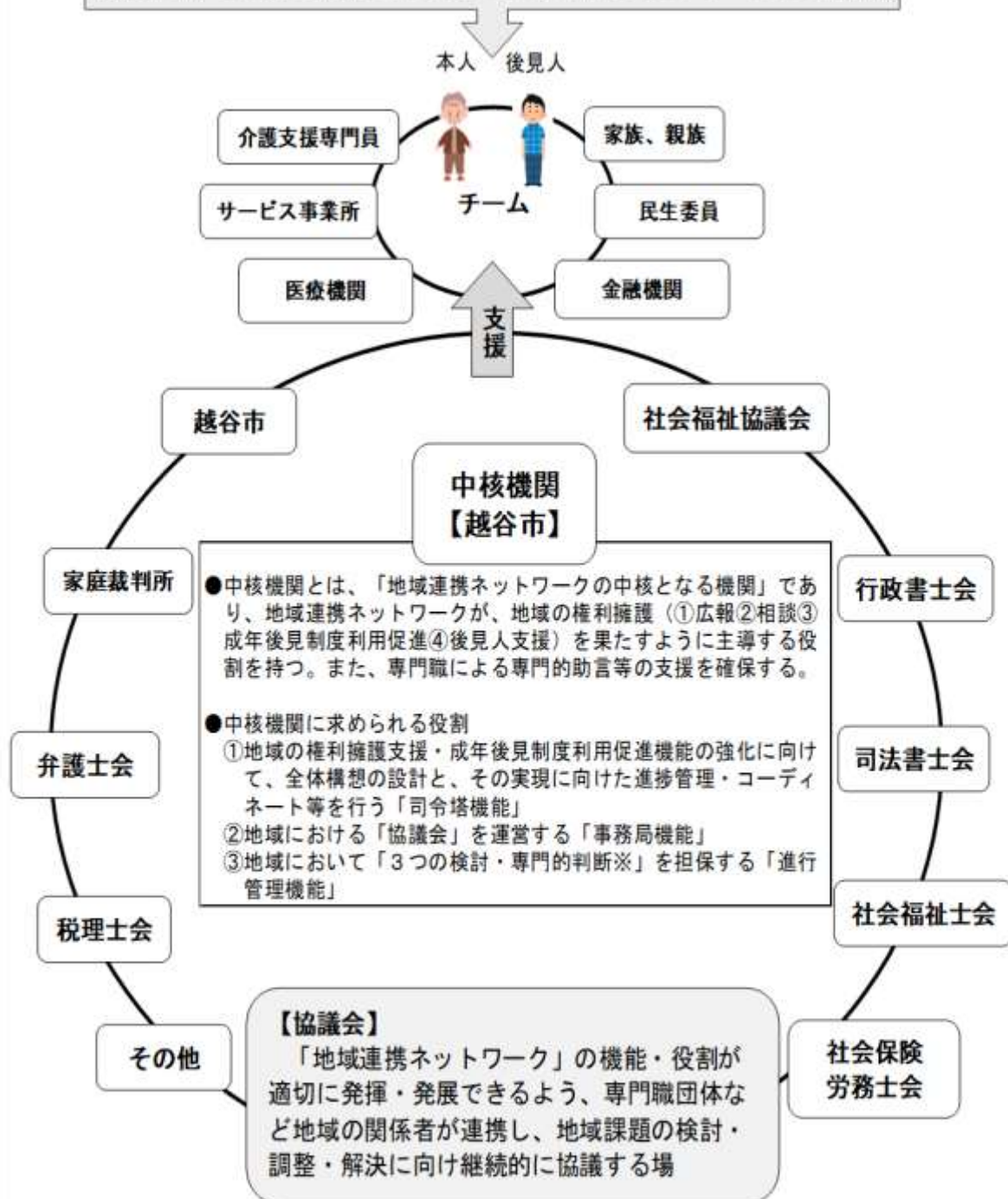
- ・後見人等からの相談支援 拡充
- ・後見人向け研修会の開催 拡充
- ・後見人交流会（親族、専門職、市民後見人）の開催 新規

重点的取り組み ②

行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と地域の課題を検討・調整・解決するための会議（協議会）を開催します。 新規

地域連携ネットワークのイメージ

高齢、障がいを問わず、権利擁護支援の連携ネットワーク（総合的な権利擁護体制）を構築し、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを目指す。



※中核機関では「3つの検討・専門的判断」を行う場としてケース検討会議を開催する

- ①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」
- ②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」
- ③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」

2 市民後見人の養成

《現状》

制度の担い手となる後見人には、行政書士や司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士、弁護士などの専門職や、配偶者や親、子、兄弟、市民後見人が家庭裁判所によって選任されています。

制度の利用者が増え続けているなか、後見人の不足が懸念されます。地域における専門職の人数には限りがあるため、利用者と同じ目線できめ細かな支援ができる市民後見人の養成が求められています。

【市民後見人の養成状況】

	H25年度	H28年度	H30年度
市民後見人養成研修受講者数（人）	29	12	8

【市民後見人の活動状況】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市民後見人候補者名簿の登録者数（人）	20	28	27	34	34
市民後見人活動者数（人）	5	8	10	12	17

《課題》

【市民後見人の不足が見込まれている】

平成25年、28年、30年に市民後見人養成研修を実施し、これまでに49人が研修を修了し、令和元年度末時点で17人が市民後見人として活動をしています。継続した周知活動を行ってきましたが、受講者数は減少傾向であり、成年後見制度の持続性の確保のため、受講者数を増加させる取り組みが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

市民後見人の養成

市民後見人のさらなる養成のため、以下の重点的取り組みを進めます。

重点的取り組み ①

参加しやすい市民後見人養成研修とします。

- ・市民後見人の活動を分かりやすく伝える内容のパンフレットの作成 拡充
- ・幅広い世代の方が受講できるよう年齢制限を緩和 拡充
- ・働いている方も受講しやすいよう研修期間や開催時間・曜日を変更 拡充
- ・基礎研修の一部のみ受講可能とする聴講生の受け入れ 新規

重点的取り組み ②

市民後見人が安心して活動できる環境を整備します。

- ・就任時における、市民後見人候補者の負担軽減を目的とした支援 既存
- ・市民後見人、あるいは市民後見人候補者向けの研修の実施 既存
- ・市民後見人相互の悩みを解消することを目的とした交流会の開催 新規

基本方針2-3

「福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり」

第3次計画における目指す姿

- 福祉を取り巻く環境の変化、ニーズの高まりや多様化などに応じ、さらなる福祉サービスの質の向上やサービスに関する情報提供の充実を目指します。



これまでの主な取り組み

- ・福祉制度について、新たな制度や仕組みができた際には、各事業担当課が「広報こしがや」や「ホームページ」等を活用し、周知を行ってきました。
- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業の推進を図るなど、障がい者の情報保障の充実を図りました。
- ・「第三者評価システム」や「福祉保健オンブズパーソン制度」など、サービス利用者が不利益を被らないようにするための制度が充実しつつあります。
- ・平成27年の中核市移行に伴い、社会福祉施設・事業所の指導監査に関する事務が県から市へ移譲され、市が主体的に行えるようになりました。

課題

支援を必要とする人に必要な情報を提供することが必要

- ・市民アンケートでは、「困った時に情報を得たり相談することができるか」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が57.9%となっており、情報の取得に不安を持つ方の割合が過半数を占めています。多種多様な情報提供ツールを活用することで、市民が必要な情報を必要な時に取得できる仕組みをつくる必要があります。

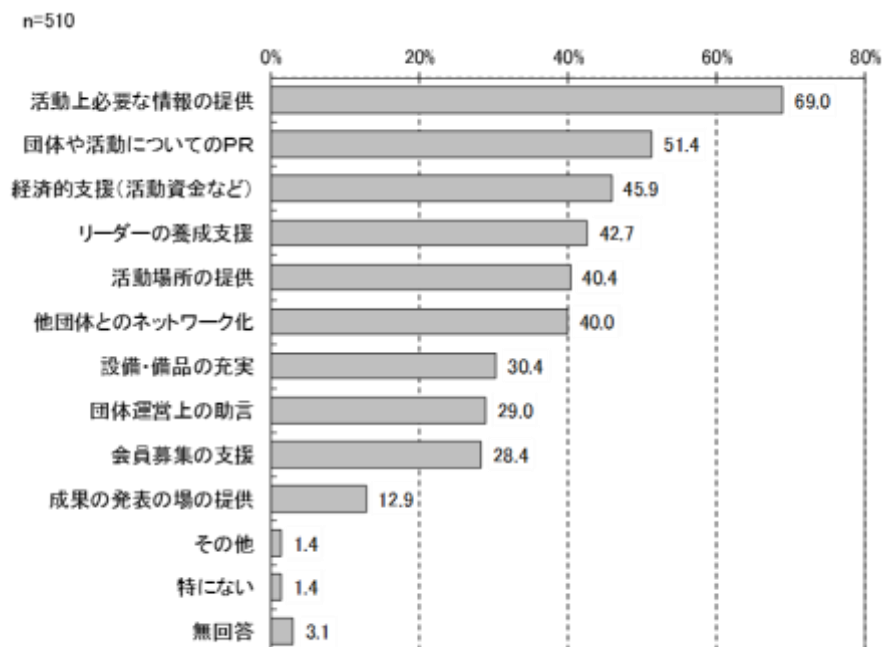
■情報提供の充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
困った時には情報を得たり相談することができる		21.8%	<	57.9%

●●地域福祉の担い手に対しても情報提供が必要

・団体アンケートでは、「地域福祉を担う主体に対して、市役所・社会福祉協議会はどのような支援をすればいいか」という問いに対し、「活動上必要な情報の提供」と回答した割合が、69.0%と最も高い回答割合を占めています。地域福祉の担い手は、支援を必要とする人たちにとっては最も身近な相談者であるため、担い手の活動がより円滑に行えるような情報提供を行うことが必要です。

■地域福祉の担い手に対して必要な支援



●●さらなる福祉サービスの質の向上が必要

・市民アンケートでは、「情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる」という問いに対し、「あまりできていない」、「できていない」と回答した割合が52.5%となっており、提供される福祉サービスの質に不満を持つ方の割合が過半数を占めています。利用者や第三者からの評価を参考にしながら、現行制度のさらなる質の向上を図ることが必要です。

■福祉サービスの充実度

①できている	③あまりできていない	①+②	比較	③+④
②ある程度できている	④ほとんどできていない			
情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる		22.9%	<	52.5%

施策2-3-1

情報提供を充実させます

➤ 施策の方向性

支援を必要とする人が、必要としている情報を入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行います。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・手話や要約筆記等の様々なコミュニケーションの取り方や、情報の入手方法に対する理解を深めましょう。
- ・地域の中で、身近な人が支援を必要としたり困っている場合は、相談先やサービスに関する情報を紹介してあげましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・相談したい機関が分かるよう、助言をしてくれる相談員を配置してほしい
- ・必要な情報がすぐ得られるように、分かりやすい情報の提供をほしい



➤ 市で取り組むこと

- ・誰でも必要な福祉サービスに関する情報が分かりやすく得られるよう、「広報こしがや」や市のホームページ、各分野で作成する冊子など、多様な媒体を用いて情報提供を行います。
- ・重要な制度については、説明会や出張講座も活用し、積極的に市民への啓発活動を行います。
- ・特に高齢や障がいにより、情報収集や意思疎通が困難な方でも、「情報バリアフリー」となるよう推進を図ります。
- ・多言語での広報紙を発行するなど、外国人市民への市政情報の提供や、地域での多文化共生の啓発に努めます。



② 主な取り組み(事業)

① 広報媒体等の積極的な活用	
広報こしがや、市ホームページ、各種行事等を通じての福祉に関する啓発・広報活動の実施	関係各課
広報媒体等を活用した積極的なPR活動の実施 (あんしん介護保険、認知症支援ガイドブック など)	関係各課
② 制度説明会・講習会の積極的な活用	
制度説明会・講習会の積極的な開催	関係各課
③ 誰にでも必要な情報が届く提供体制の充実	
手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉課
「こしがや子育てネット」を通じた子育て情報の提供	子ども施策推進課
多言語による情報発信 (コシガヤメッセンジャー)	市民活動支援課



「コシガヤメッセンジャー」 Koshigaya Messenger

「コシガヤメッセンジャー」とは、毎月の「広報こしがや」お知らせ版より、外国人市民の方に役に立つ情報を選び、4つの言語(やさしい日本語・英語・フィリピン語・中国語)に翻訳したものです。

毎月、市役所庁舎内、市内鉄道の全駅、市内公共施設(図書館、児童館、地区センターなど)や学校等で配布されています。



施策2-3-2

サービスの質を向上させます

➤ 施策の方向性

サービス利用者がより質の高い福祉サービスを受けられるよう、サービスの質の確保や、苦情解決のための仕組みの充実を図ります。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・一人ひとりが制度について理解を深め、必要に応じて適切なサービスを活用できるようにしましょう。
- ・地域とサービスを提供する事業所が、地域活動やイベント等を通じて関わり合いをもつよう心がけましょう。



➤ 地域住民等からの意見

- ・多分野が顔を合わせる機会をつくることでサービスのニーズを知ることができると思う
- ・相談者がワンストップで支援や説明が受けられるような仕組みがほしい



➤ 市で取り組むこと

- ・福祉サービス第三者評価制度について、より多くの事業者の受審を促進することで、地域住民の多様化・複雑化する支援ニーズに対応できる福祉サービスの提供体制の整備を図ります。
- ・サービス事業者が適切な運営ができるよう、適切な指導に努めます。
- ・サービス利用者や家族に対して、苦情解決制度等の仕組みについて説明したり、施設内の掲示を促し、周知に努めます。

② 主な取り組み(事業)

①福祉サービスの質の確保と向上	
第三者評価システムの活用促進	介護保険課
	障害福祉課
	保育施設課
福祉施設・事業所への指導の実施	福祉総務課
介護フェスタ等を通じた福祉人材の確保	地域共生推進課
	介護保険課
②苦情を解決する仕組みの充実	
福祉保健オンブズパーソン制度の推進	福祉総務課
社会福祉施設等における苦情解決制度の活用促進	介護保険課
	子ども施策推進課
	保育施設課
	青少年課



「福祉保健オンブズパーソン制度」

市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公正・中立な立場で迅速に対処するため、オンブズパーソン（福祉保健関係を専門とする人）が、サービス利用者からの苦情申し立てを受け、福祉保健サービスに対する苦情に公正・中立な立場で対処します。



基本方針3-1

「多様な生活課題への支援に向けた体制づくり」

第3次計画における目指す姿

- 複雑・多様化する地域課題に対応するため、世帯や対象者の状況に応じたきめ細かい支援を行うとともに、その世帯や一人ひとりの自立につながるよう、関係機関の連携のもと、状況に応じ相談者に寄り添い、関わりを持ち続ける伴走型支援を行うことを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・平成27年4月から「生活自立相談 よりそい」の相談窓口を市役所に設置しました。これにより、生活困窮者に対する相談支援体制が充実しました。
- ・生活保護受給者及び生活困窮世帯の中高生とその保護者を対象とし、「貧困の連鎖」を防止することを目的として、平成27年4月から「子どもの学習・生活支援事業」を行っています。
- ・平成31年3月に「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」が策定され、自殺を防ぐための体制づくりを推進しています。

課題

複合課題に対応するための環境整備が必要

- ・庁内の検討委員会では、地域住民からの相談内容が複雑・多様化する中、1つの窓口だけでは解決できない問題が増えていること、担当すべき部署がすぐに決まらないことなどが課題として挙げられています。普段から市役所の担当者同士が情報共有を行うしくみの構築や、複合課題を抱えるケースの検討会を設けるなど、そのような事案に迅速に対応するための環境整備が必要です。

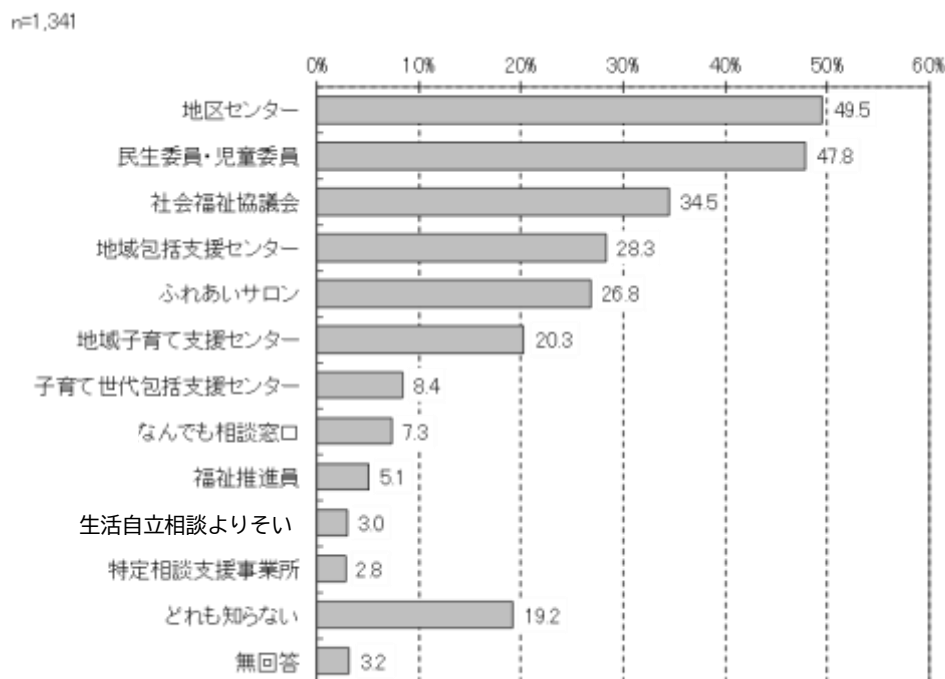
相談者の自立に向けた伴走型の支援が必要

- ・国の「地域共生社会推進検討会」（令和元年度に開催）では、相談者が抱えた問題を解決し、その後自立を促すためには、相談者に対し寄り添い、関わりを持ち続ける「伴走型支援」が必要だと言われています。本市でも福祉専門職の職員育成を継続し、伴走型の支援を行える体制をどのようにすれば整備することができるか、検討することが必要です。

多様な生活課題を抱えている人たちの相談窓口を周知することが必要

- ・市民アンケートでは、「地域福祉の拠点や組織を知っているか」という問いに対し、「子育て世代包括支援センター」、「なんでも相談窓口」、「生活自立相談よりそい」などの認知度が1桁%台にとどまっていることが分かります。相談窓口を整備したとしても、その情報が市民に行き届いていない現状があるため、整備と合わせて周知を行うことが、より一層必要です。

■地域福祉の拠点や組織の認知度



庁内連携の強化が必要

- ・庁内の検討委員会では、ひきこもり支援や「8050問題」など、複雑・多様化する地域課題に対応するために、分野横断型の相談支援体制を構築すべきという意見が挙がっています。複合課題や制度の狭間の問題に迅速に対応し、また複数課が関わる施策を円滑に実施するために、庁内連携の強化が必要です。



施策3-1-1

複雑な地域課題へ横断的に対応します

④ 施策の方向性

相談窓口の整備と市内連携の充実を通して、複雑な課題を抱えた市民の相談に迅速で横断的に対応します。

④ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・制度や相談窓口について知るとともに、身近に生活課題を抱える人がいた場合には話を聞き、必要に応じて適切なアドバイスをしましょう。
- ・地域課題が複雑・多様化している現状を理解し、悩みを抱えている人に寄り添う心を持ちましょう。

④ 地域住民等からの意見

- ・いざという時のために、普段から多分野の機関や民生委員・児童委員との関わりをつくろう
- ・各問題を横断的に対応できない(高齢化と待機児童など)現状が課題である

④ 市で取り組むこと

- ・関係機関との連携によるワンストップ支援に取り組み、迅速な支援に努めます。
- ・複合課題を抱えた市民にとって相談しやすい環境を整えるため、相談窓口の明確化に努めます。
- ・複合課題を抱えた市民が地域で安定して自立した日常生活を送れるよう、課題把握を行い、本人の主体性を尊重しながら支援を行います。
- ・地域住民に様々な制度や相談窓口があることを周知します。
- ・犯罪や非行のない安全で住みやすい地域をつくるため、更生保護団体と連携し、地域における犯罪の予防・啓発活動を実施します。



③ 主な取り組み(事業)

①生活困窮者自立支援事業の推進（越谷市生活困窮者自立支援方策）※78・79ページ参照	
生活困窮者自立支援事業の推進（自立相談支援、住居確保給付金の給付、家計改善支援、子どもの学習・生活支援）	生活福祉課
②自殺予防やひきこもり対策の充実	
自殺対策事業の推進	保健総務課こころの健康支援室
ひきこもり支援体制の構築	保健総務課こころの健康支援室 生活福祉課
③介護者の負担軽減につながる事業推進	
レスパイトサービスの利用促進	障害福祉課
	地域包括ケア課
	介護保険課
	子ども福祉課
④虐待や暴力の予防・防止	
DV被害者支援と児童虐待との連携強化	子ども福祉課
	人権・男女共同参画推進課
	教育センター
⑤「貧困の連鎖」の防止	
子どもの学習・生活支援の充実	生活福祉課
	子ども福祉課
	教育センター
⑥障がい者の地域生活支援の推進	
地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課
⑦再犯防止に向けた活動の推進（越谷市再犯防止推進計画）※80・81ページ参照	
再犯防止推進計画の事業推進	福祉総務課

※複雑な地域課題に対しては、1つの課では課題解決に導けないことが多いため、必要に応じて「庁内連携会議」（83ページ参照）を活用し、複数の課で連携し対応していきます。



生活自立相談よりそい

本市では、生活困窮者自立支援事業の一環として、市役所内に「生活自立相談よりそい」の窓口を設置しています。

「生活自立相談よりそい」では、失業等による経済的な問題、家庭や健康上の問題などでお困りの方からの相談を受け、自立に向けた継続的な支援を行います。

（例えば…）

- ・長い間仕事から離れており、仕事がなかなか見つからない方や、仕事の見つけ方が分からない方。
- ・ローンや借金の返済が多く困っている方。



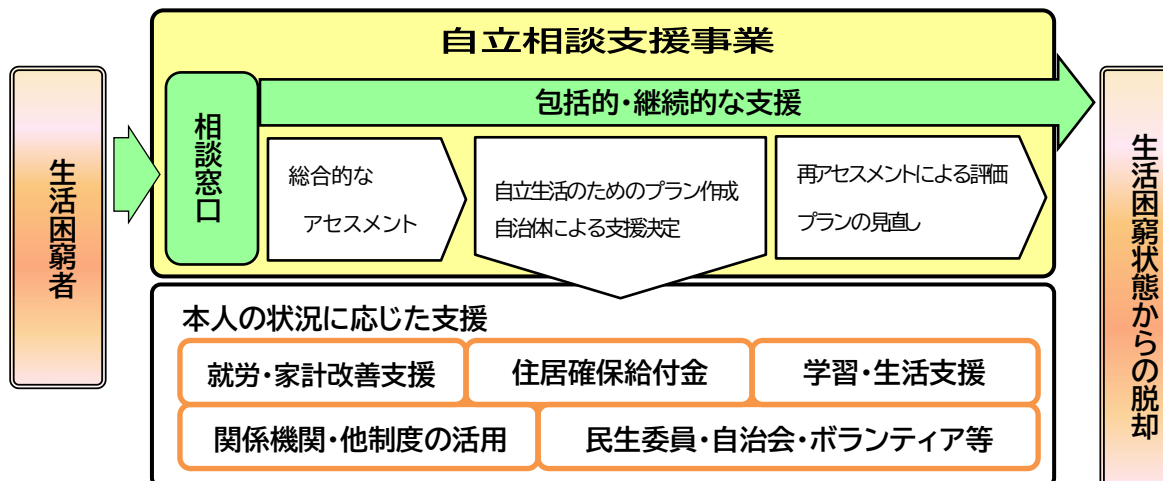
◆生活困窮者自立支援事業の推進(越谷市生活困窮者自立支援方策)

生活困窮者自立支援方策については、平成26年3月27日(社援0327発第13号)厚生労働省社会援護局通知の中で、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、具体的に盛り込むべき事項として示されていることから、第3次越谷市地域福祉計画にその方策について以下のとおり示します。

《制度の概要》

- ・近年、稼働年齢層(15歳から64歳)を含む生活保護受給者の増加や非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。
- ・このような状況の中、平成25年12月に生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が成立し、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行されました。
- ・この制度は、生活保護受給世帯における「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第2のセーフティネットの充実・強化を図るものです。
- ・本市では、自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金、子どもの学習・生活支援を行っています。

《生活困窮者自立支援制度》イメージ図



《課題》

【庁内関係各課所との連携・情報共有が必要】

- ・生活困窮者自立支援事業を効果的に行うためには、庁内関係各課所との連携・情報共有が不可欠です。

【生活困窮者が抱える複合課題を把握し、継続的に支援することが必要】

- ・生活に困窮する方は多くの場合、経済的な問題のほか、親の介護、子育て、教育など、様々な課題を有しています。対象者が抱える問題を解決するためには、一つの問題を解決すれば良いのではなく、再び困窮状態にならないように、継続して支援できるかが重要となります。

【支援事業の周知が必要】

- ・子どもの学習・生活支援事業については、生活保護世帯に対し、保護開始時と、その後も利用していない場合には随時利用を促していますが、利用者は対象者の約30%にとどまっています。子どもたちの「貧困の連鎖」を断ち切るために、多くの対象者に事業を周知し、利用してもらうことが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

課題を踏まえ、本市では以下の3点を重点項目として取り組みます。

① 関係各課、相談支援機関の連携強化と情報共有による生活困窮者の把握

- ・生活困窮者の実態を把握するため、各相談支援機関と協力し積極的な訪問を行います。
- ・学校や各相談支援機関との連携を強化し、ひきこもりや子どもがいる生活困窮世帯の把握に努めます。
- ・関係各課の連携（庁内連携会議等）を図り、情報共有を行うことにより、効果的な支援プランの作成に努めます。

② 経済的自立に向けた継続的な支援

- ・関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、継続的な支援を行うことにより、複雑化する問題の解決に努めます。
- ・生活自立相談窓口や、ハローワークなど、就労関係機関との連携を図り、生活困窮者の経済的自立に努めます。
- ・社会資源の活用（就労先の開拓）、社会参加の場づくり（訓練事業所の指定）に取り組みます。

③ 支援事業の周知と利用促進

- ・民生委員・児童委員や地域住民に広く制度を周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会充実を図ります。
- ・対象となる子どもがいる生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、制度の周知を行い子どもの学習・生活支援の利用を促進します。

◆再犯防止に向けた活動の推進(越谷市再犯防止推進計画)

《計画策定の趣旨》

- ・近年、犯罪をした人の再犯率が上昇する中、国は国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年4月に「再犯防止推進計画」を策定しました。
- ・犯罪をした人の再犯を防止するためには、就労、住居、保健医療、福祉等、生活するうえで一番身近な市町村の社会復帰に向けた支援が重要であることから、この度、本市の実情を踏まえた「越谷市再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画に盛り込むものです。

《現状》

- ・日本国内の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えました。国は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に「犯罪対策官僚会議」を設置し、その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少、平成28年に戦後最小となりました。
- ・一方で、検挙人員における「再犯者」の割合は一貫して上昇し続け、平成30年には統計を取り始めて以降最も高い、48.8%となっています。
- ・本市についても国と同様に再犯率は高い数値となっており、平成29年は統計開始後最大の54.9%となっています。

(全国)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
再犯率	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%

(出典：犯罪白書データ)

(越谷市)

刑法犯	平成29年	平成30年	令和元年
初犯者	235人	302人	302人
再犯者	286人	341人	341人
合計	521人	643人	643人
再犯者率	54.9%	53.0%	53.0%

(出典：法務省提供データ)

(埼玉県)

刑法犯	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
初犯者	6,599人	6,206人	6,077人	5,935人	5,640人
再犯者	6,661人	6,533人	6,001人	5,942人	5,657人
合計	13,260人	12,739人	12,078人	11,877人	11,297人
再犯者率	50.2%	51.3%	49.7%	50.0%	50.1%

(出典：法務省提供データ)

《課題》

【社会復帰をする際に、再び能力を発揮するための場づくりが必要】

- ・犯罪をした人の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援を要する方もいます。また、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから再び犯罪をする人も多くいます。再犯をした人のうち、約7割が無職で、また出所時に約2割の人は帰住先がないという状況です。このように不安定な就労状況や生活環境が再犯リスクに結びつきやすいことから、更生し、社会復帰を目指す人が、その能力を発揮するための就労・居住環境の整備が必要です。

【社会復帰を目指す人を支える周囲の協力と理解が必要】

- ・再犯の防止のためには、犯罪をした人が犯罪の責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。一方で、犯罪をした人が、貧困や疾病、嗜癖、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など、様々な生きづらさを抱えていることを周囲が理解し、社会復帰を目指すうえで、地域社会で孤立しないように国、市、民間協力者、地域住民が協力して取り組みを行うことが必要です。

《課題を踏まえた今後の取り組み》

- ・課題を踏まえ、本市では以下の3点を重点項目として取り組みを実施します。

① 更生保護団体、非行防止の関係機関との連携・支援の充実

社会復帰を目指す人たちの相談に乗り援助を行っている「更生保護団体」や、非行防止に関する取り組みを行っている関係機関との連携を密にし、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境をつくります。

【主な取り組み】

- | | |
|----------------------------------------|-------|
| ・保護司会、更生保護女性会との連携強化・支援の充実 | 福祉総務課 |
| ・更生保護サポートセンター（管内市町更生保護団体の連携拠点）に対する運営支援 | 福祉総務課 |
| ・市町村再犯防止等推進会議（法務省主催）への参加 | 福祉総務課 |
| ・青少年指導員との連携強化・支援の充実 | 青少年課 |

② 広報・啓発活動を通じた犯罪防止や更生活動への理解促進

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じ、犯罪の防止や更生活動に関する地域での理解を促進します。

【主な取り組み】

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・社会を明るくする運動の推進 | 福祉総務課・青少年課 |
| ・更生保護団体と小中学校との連携推進 | 福祉総務課・指導課 |
| ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動への協力、薬物依存の相談 | 生活衛生課・保健総務課こころの健康支援室 |
| ・犯罪防止街頭キャンペーンの実施 | 越谷警察署 |

③ 就労・居住支援の充実

社会復帰を目指す人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労・居住の支援関係者と連携し、機会を創出します。

【主な取り組み】

- | | |
|-----------------|-------|
| ・ハローワークとの連携強化 | 関係各課 |
| ・生活困窮者自立支援事業の促進 | 生活福祉課 |
| ・協力雇用主登録事業の促進 | 福祉総務課 |

施策3-1-2

適切な支援に結びつけるために、庁内連携を強化します

③ 施策の方向性

悩みごとを抱えた市民に適切な支援を提供できるよう、庁内連携を強化します。

③ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・悩みを抱えたときは一人で抱え込まず、市役所や適切な福祉機関に相談しましょう。
- ・困りごとを相談できる地域の親しい友人をつくりましょう。



③ 地域住民等からの意見

- ・多分野の相談を取り次ぐことができるよう、市役所の横の連携を強化してほしい
- ・市役所から情報を得やすい環境をつくってほしい

③ 市で取り組むこと

- ・複雑な地域課題や制度の狭間の問題に迅速に対応できるよう、多分野の担当者が情報共有を行える体制をつくります。
- ・庁内職員向けに「地域共生社会」に関する研修会を実施し、福祉の現状の共有と庁内連携の重要性を職員に浸透させます。



③ 主な取り組み(事業)

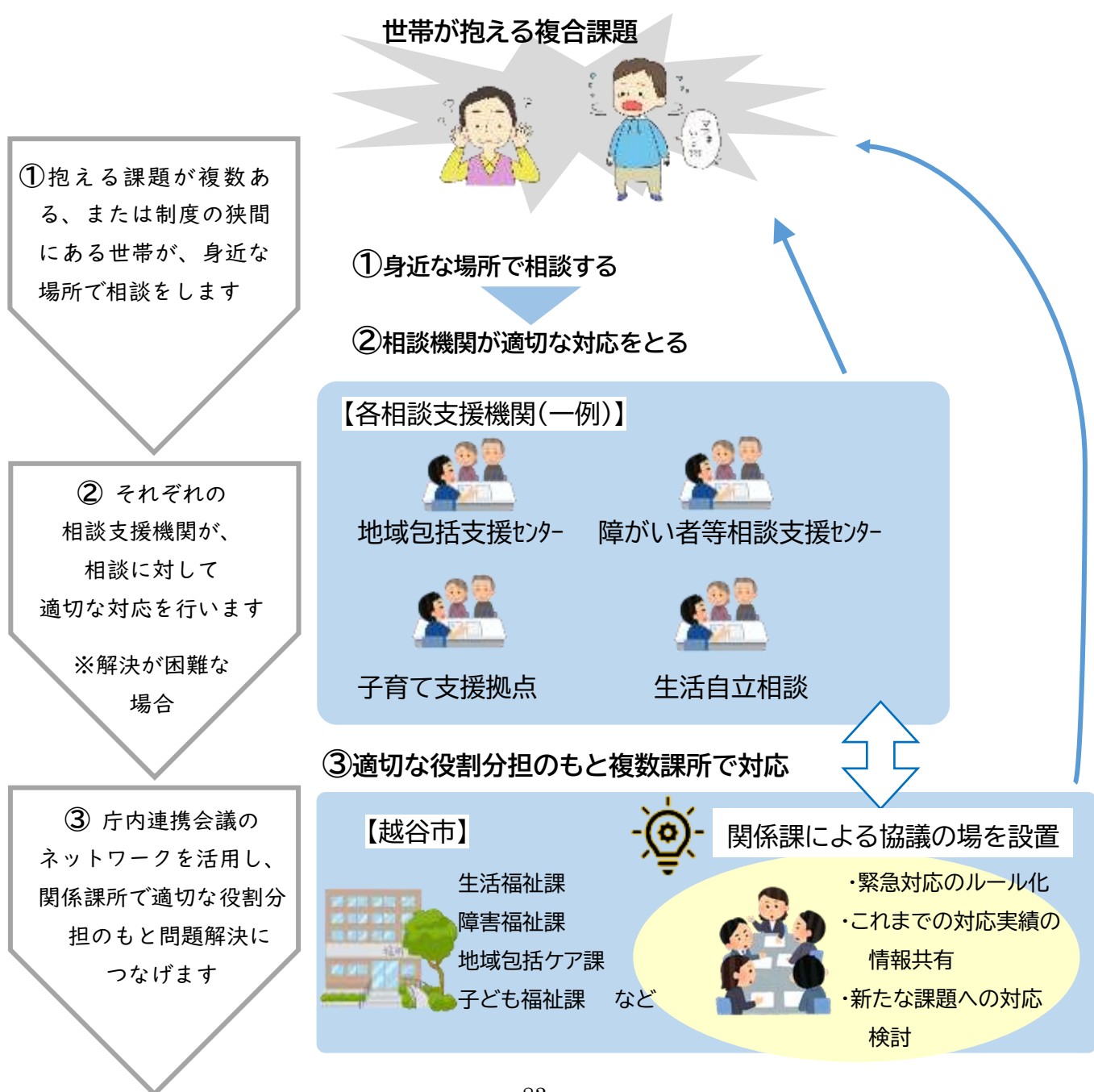
① 庁内連携強化のための取り組み

(★重点事業3) 庁内連携会議の設立・運営	地域共生推進課
地域共生社会に関する庁内研修会の実施	地域共生推進課

■ 市内連携会議の設立

- ・ 高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などに対する分野ごとの相談支援体制では、対応が困難で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について市内で検討できる「市内連携会議」を設立し運営します。
- ・ 複雑な地域課題や制度の狭間の問題を抱える世帯に対し、まずは身近な相談場所で適切な対応を行います。その後、複数課所で適切な役割分担のもと迅速な対応ができるよう、市内連携会議のネットワークを活用します。
- ・ 市内連携会議では、対応方法についてのルールをあらかじめ決めておき、関係課所で適切な役割分担のもと問題解決につなげます。

🔄 対応の流れ(例)



基本方針3-2

「福祉のまちづくり」

第3次計画における目指す姿

- 地域住民が安全に安心して住み続けるための「福祉のまちづくり」を推進するために、防犯・防災、公共交通、居住・就労など、多種多様な分野において福祉の視点が行き届いたまちづくりを目指します。



これまでの主な取り組み

- ・自治会やボランティアの協力によって地域での様々なパトロール活動が積極的に行われており、防犯・交通安全の意識が地域に根付いています。
- ・避難時に支援が必要なことを周囲に知らせることができる「障がい者災害時支援バンドナ」を作成し、障がい者が重度な方への配布を進めました。
- ・バリアフリーマップが改訂・増刷され、多くの市民に配布されました。現在では県立高校の研究課題として活用されたり、WEB版マップも完成するなど、さらなる改良と周知が図られています。

課題

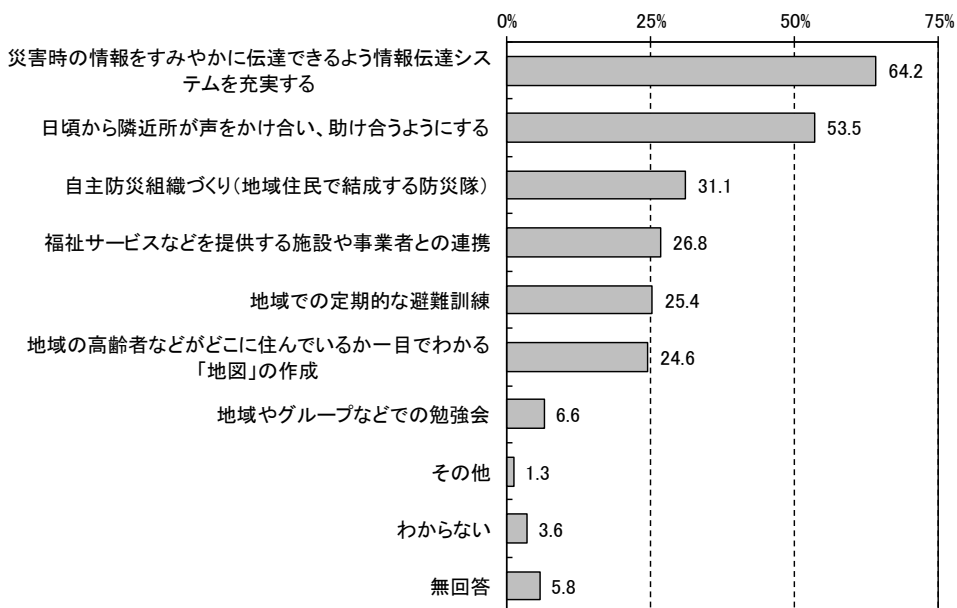
災害に対応するためのシステム整備と互助意識の醸成が必要

- ・市民アンケートでは、「災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと」という問いに対し、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する」が64.2%、「日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする」が53.5%と、上位2項目が高い回答率となっています。

市が中心となって取り組むべき情報伝達システムの充実と、助け合いの意識醸成の両輪で、災害に備えることが必要です。

■災害時に住民が支えあう地域づくりに必要なこと

n=1,341



公共交通網の維持・充実と利用促進が必要

・市民アンケートの自由記述欄には436件の意見が寄せられていますが、「交通関連」の意見が54件と最も多く、その内容の多くは公共交通の充実を求めるものです。公共交通網の維持・充実に向けては、「越谷市地域公共交通計画」に基づき施策を進めていきます。

また、公共交通の利用促進を図るには、市民、公共交通事業者、市の3者が連携し、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識を醸成することが必要です。

地域で安心して住み続けるために居住と就労の支援充実が必要

・庁内の検討委員会では、地域で安心して住み続けるための「福祉のまちづくり」を推進するためには、住宅確保・空き家活用・居住支援・就労支援など、ハードとソフトの両面を強化することが必要であるという意見が出ています。居住・就労の支援には、多種多様な分野からの支援が必要であるため、課題の共有を図るために、さらなる庁内の連携の充実が必要です。



施策3-2-1

地域力を活かした防犯・防災対策に取り組みます

③ 施策の方向性

防犯・防災に向けた活動を行っている団体への支援と、市の体制整備の両輪により、安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

③ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・地域での行事や、防犯・防災活動に積極的に取り組み、地域の結束力を高めましょう。
- ・いざという時に地域で助け合える互助、日頃から各自が防災に備える自助に取り組ましよう。
- ・支援が必要な人（高齢者や障がい者等）も、自ら地域のイベントに参加したりすることで、顔の見える関係づくりに取り組みましょう。



③ 地域住民等からの意見

- ・市民が集まる場所にハザードマップを貼っておき、防災意識を向上させよう
- ・リアルタイムの災害情報等が共有できるような仕組みがあつたらいい
- ・地域の避難訓練を通じて、各自が避難方法を身につけられるようにしたい

③ 市で取り組むこと

- ・地域住民主体で行う自主防犯活動や交通安全の取り組みへの活動支援を通じ、安全で住みやすいまちづくりを推進します。
- ・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、防災対策において特に配慮を必要とする人が支援を受けられるよう、名簿作成や支援体制づくりを推進します。
- ・地域で活動する団体（自主防災組織等）に対して活動支援や人材育成の支援を行います。



② 主な取り組み(事業)

①地域ぐるみの安全で住みやすいまちづくりの推進	
地域の防犯活動への支援	市民活動支援課
	くらし安心課
交通安全推進事業の推進	くらし安心課
青少年指導員への活動支援	青少年課
②災害時に助け合える地域づくりの推進	
災害時要援護者避難支援制度の促進	危機管理室
	福祉総務課
	障害福祉課
	地域包括ケア課
	子ども福祉課
自主防災組織への活動支援	危機管理室
防災訓練・避難訓練の実施	危機管理室
緊急時における応援協定の推進	危機管理室
災害情報を伝達する仕組みの拡充	危機管理室
福祉避難所の体制整備	危機管理課
	福祉部・地域共生部関係各課
災害時多言語支援センターの設置	市民活動支援課
障がい者災害時支援バンドナの周知・啓発	障害福祉課
消防団活動による地域防災力の向上	警防課



「自主防災組織」

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、地域の方々が自発的に初期消火、救出救助、給食給水などの防災活動を行う組織のことです。

越谷市では地域による防災力の向上を図るため、自主防災組織育成の補助制度を設けており、防災備蓄倉庫や防災資器材の購入、防災訓練の活動費などに助成金を支給しています。



地域で行われる防災訓練の様子

施策3-2-2

生活しやすい環境づくりに取り組みます

➤ 施策の方向性

公共施設のユニバーサルデザイン化や、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を通じて、より生活しやすい環境づくりを推進します。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 近隣同士でコミュニケーションを取り、簡単な手助け（買い物など）をお願いし合える関係をつくりましょう。
- ・ 外出の支援や介護に関するボランティア活動に関わりましょう。
- ・ 「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の向上を図り、日常生活の中で公共交通を積極的に利用しましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・ 安全で外に出たくなるバス路線や歩道の整備をしてほしい
- ・ 交通の状況を把握し、交通システム自動化の取り組みをしてほしい
- ・ 買い物や簡単な日常支援は、地域で助け合って解決できたらいい

➤ 市で取り組むこと

- ・ 公共交通ガイドマップの配布やバスの乗り方教室を開催するとともに、バリアフリー化を進めるバス・鉄道事業者を支援するなど、利用促進を図ります。
- ・ 市民に身近な圏域や場所において、利便性が高く、持続可能な公共交通網の形成に向け、公共交通事業者等を含むハードとソフトの一体的な取り組みを推進します。
- ・ 高齢者や障がい者など、外出が困難な人に対する移動支援の充実を図ります。



② 主な取り組み(事業)

①まちのユニバーサルデザイン化の推進	
駅ホームドアの整備支援	都市計画課
歩道整備や視覚障害者移動用ブロックの設置	道路建設課
公共安全施設整備事業の実施 (カーブミラー・道路照明の設置など)	道路総務課
公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	関係各課
②利便性が高く持続可能な公共交通の形成	
公共交通の利用促進	都市計画課
ノンステップバスの導入促進	都市計画課
③移動に困難がある人の外出支援	
福祉有償運送・生活サポート事業の利用促進	福祉総務課
	障害福祉課
障がい者等への移動支援・ガイドヘルパー派遣事業等の充実	障害福祉課



「越谷市バリアフリーマップ(WEB版)」

バリアフリーマップには、市内の公共施設や公園、医療機関などのバリアフリー情報や車イス対応トイレ等の設置状況を掲載しています。

また、同様の情報を冊子に取りまとめた「越谷市バリアフリーマップ(おでかけマップとトイレマップ)」を障害福祉課の窓口を中心にお配りしています。



施策3-2-3

住まいや仕事の支援を充実させます

➤ 施策の方向性

地域生活を営む上で欠かすことができない「居住」と「就労」に関する支援を充実させ、地域住民の豊かな生活実現を目指します。

➤ 地域住民等が取り組めること(例えば…)

- ・ 居住や就職についての悩みや不安を相談できる場所があることを知っておきましょう。
- ・ 地域の中で身近に困窮している人がいた時は、活用できる制度等の情報提供をしましょう。
- ・ 障がいのある人もない人も、分け隔てなく地域社会の中で生活できるよう、理解を深めましょう。

➤ 地域住民等からの意見

- ・ 子ども、障がい者、健常者の枠でくくらない、一緒に暮らしていける地域を目指そう
- ・ 空き家等を整備して住まいに活用できるようなサービスがほしい

➤ 市で取り組むこと

- ・ 高齢者・障がい者・子育て世帯など、住宅の確保が難しい人（住宅確保要配慮者）が地域で安心して暮らせるよう、円滑に入居できるための登録制度（セーフティネット住宅の登録制度）を運用します。
- ・ 空家等対策計画に基づき、空き家等の適正管理対策、予防・抑制対策、活用・流通対策を実施します。
- ・ 就職を希望する人の早期就職の促進、就職後の定着を支援します。
- ・ 高齢者や障がい者のある方向けに、多様な形での就労機会を支援します。



② 主な取り組み(事業)

①地域で安心して住み続けるための居住支援	
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の運用	建築住宅課
空き家対策事業の推進	建築住宅課
グループホームの整備促進	障害福祉課
	介護保険課
有料老人ホームの整備促進	介護保険課
サービス付き高齢者住宅の整備促進	建築住宅課
	介護保険課
②多様なニーズに応じた就労支援	
生活保護受給者等に対する就労支援	生活福祉課
障がい者への就労支援の充実	障害福祉課
農福連携の検討	障害福祉課
	生活福祉課
	農業振興課
シルバー人材センターへの支援	経済振興課
若年者等就職支援事業の推進	経済振興課
ハローワークとの連携	関係各課



「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)」

近年では、急速に少子高齢化が進展する一方、賃貸住宅の貸主側が、住まい探しに困っている所得が少ない方、被災した方、高齢者、障がい者・子育て世帯等の入居を拒む事例が発生しており、社会的な問題となっています。このような問題に対応するため、新たな住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度を設けています。



第5章

計画を推進するために



- 計画を
推進するための
・評価指標の設定
・目標値
などをお伝えします。

1. 評価指標の設定

第3次計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本目標と、7つの基本方針、15の施策を掲げ体系化し、施策を推進していくこととしています。

計画を着実に実行していくためには、施策の進捗状況を把握する必要があることから、市の最上位計画である総合振興計画と連動した数値を主として、施策ごとに進捗の目安となる評価指標を設定しました。

■基本目標1 市民の主体的な参画と協働による地域課題の発見・解決を推進します

項目		現状値	目標値
基本方針1-1 一人ひとりが互いに尊重し合い、地域で活躍できる機会づくり			
施策1-1-1	★地区版福祉SOSゲームの研修会実施件数	0件	累計50件
施策1-1-2	認知症サポーター養成数	年間4,926人	年間5,000人以上
基本方針1-2 みんながつながりをもてる地域づくり			
施策1-2-1	老人福祉センターの利用者数	年間29万5,360人	年間30万人
施策1-2-2	地域コミュニティ活動の新規・拡充事業数	年間17事業	年間20事業以上

■基本目標2 適切な支援を受けられるための包括的な支援体制を強化します

項目		現状値	目標値
基本方針2-1 連携・協働による支援の輪づくり			
施策2-1-1	地域包括支援ネットワーク協力事業所数	累計471カ所	累計530カ所
施策2-1-1	★地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出	なし	設置・運用
基本方針2-2 社会的な孤立を防ぎ、支援につなぐ仕組みづくり			
施策2-2-1	地域包括支援センター設置数	累計11カ所	累計13カ所
施策2-2-2	民生委員・児童委員相談支援件数	年間9,740件	年間1万件以上
施策2-2-3	成年後見制度にかかる中核機関の設置数	なし	累計1カ所
基本方針2-3 福祉サービスの更なる充実・向上に向けた環境づくり			
施策2-3-1	地域包括支援センターを知っている人の割合	64.1%	80%
施策2-3-2	福祉施設・事業所への集団指導の出席状況	93.8%	90%

- ・「現状値」は令和元年度末時点、「目標値」は令和7年度末時点での数値を示しています。
- ・それぞれの数値は、担当課が計画策定時に行ったアンケート調査等に基づいて作成しています。
- ・★マークは、第3章で示している「重点事業」に該当する取り組みです。

■基本目標3 一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・安心に暮らせる地域をつくります

項目		現状値	目標値
基本方針3-1 多様な生活課題への支援に向けた体制づくり			
施策3-1-1	自立相談支援事業により自立に向けた改善が見られた割合	87.9%	90%
施策3-1-1	子どもの学習・生活支援事業参加率	29.7%	40%
施策3-1-2	★庁内連携会議の設置・運用	なし	設置・運用

項目		現状値	目標値
基本方針3-2 福祉のまちづくり			
施策3-2-1	自主防災組織のカバー率	90.7%	92.5%
施策3-2-2	公共交通の満足度	66%	70%
施策3-2-3	セーフティネット住宅登録戸数	累計1戸	累計420戸

2. 進行管理と評価

第3次計画を実践し地域福祉を推進していくためには、定期的に施策の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そこで、関係各課は評価指標に対する進捗状況を毎年度把握し、越谷市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会（社会福祉事業従事者・学識経験者・公募の市民等で構成）へ報告します。

地域福祉専門分科会では、市からの事業の進捗状況の報告を踏まえ、計画の進捗状況を把握し進行管理を行うため、3つの基本目標ごとに施策の評価を行います。市はその評価を踏まえ、施策・事業の見直し、改善を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

また、計画の進行管理や評価の状況については、ホームページ等を通じて、市民に周知・公表します。

なお、今後も本市の動向及び社会経済情勢や福祉環境等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。



3. 計画の推進に向けて

前述のとおり、近年、地域住民の日常生活における課題が複雑・多様化する中、国では、来る2025年、2040年を見据え、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めています。平成29年6月に社会福祉法を改正（平成30年4月施行）し、市町村は、地域の実情を踏まえたうえで、この実現に向けた取り組みを進めることとされました。この度策定した第3次計画は、本市における「地域共生社会の実現」に向けた方策を示す計画と言えます。

国は、「地域共生社会の実現」に向けた具体的な方策として、①地域の課題解決力の強化と②包括的な相談支援体制の構築、③福祉関連分野との連携による解決が困難な問題への対応の3つを掲げています。第3次計画では、これまでの取り組みを検証するとともに、市民アンケート調査などの様々な市民参加の取り組み、さらには法改正などの国や県の動向なども踏まえ、国が示す具体的な方策に対応する形で基本目標を3つに整理し、施策を体系化しました。この3つの基本目標を達成するための具体的な取り組みとして、基本目標ごとに重点事業を設定しました。この3つの重点事業（①地区版福祉SOSゲームの実施、②多機関連携体制の強化、③庁内連携体制の強化）を着実に進めていくことを中心として、本市における「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めていきます。

また、令和2年6月においても社会福祉法が改正（令和3年4月施行）され、重層的支援体制整備事業が示されました。この重層的支援体制整備事業は、市町村の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みをより一層促進するための具体的な手法です。この事業は①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続支援事業）②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施するものです。地域に身近なところで、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった相談者の属性を問わず、まずは包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した問題について対応できるよう、必要な支援が届いていない方に対し、アウトリーチ等により、問題解決に至るまで継続的に関わり続ける伴走型支援を行うものです。これにより、誰一人取り残さない、きめ細かな個別支援を通じて、「地域共生社会の実現」を目指すものです。第3次計画の策定時点では、詳細がはっきりと示されていない部分もありますが、第3次計画で掲げた重点事業をはじめとする様々な取り組みは、この重層的支援体制整備事業の目指す方向性と軌を一にするものであることから、この事業の実施については、計画を着実に推進していく中で検討していきます。

「重層的支援体制整備事業 3つの具体的手法」イメージ図



資料編



- 計画で参照したデータ等の資料を紹介します。

1. 越谷市社会福祉審議会 条例・条例施行規則・委員名簿

○越谷市社会福祉審議会条例

平成 26 年 12 月 22 日

条例第 60 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 30 年条例第 71 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例(平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第 4 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会(民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第 7 条 第 4 条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
- (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】

越谷市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	選出母体（役職）	備考
大 武 孝 夫	越谷市社会福祉協議会	副分科会長
齊 藤 峰 雄	越谷市民生委員・児童委員協議会	
三 田 礪 三	越谷市自治会連合会	
関 口 庸 進	越谷地区保護司会	
遠 藤 進	越谷市私立保育園・認定こども園協会	
高 野 淑 恵	越谷市手をつなぐ育成会	
戸 巻 正	越谷市コミュニティ推進協議会	
小 柳 ユミ子	やまびこ家族会	
間 藤 大 輔	越谷市PTA連合会	
新 美 由美子	越谷市ボランティア連絡会	
藤 田 照 子	越谷市薬剤師会	
清 水 絹 代	越谷市老人クラブ連合会	
木 下 聖	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科	
森 恭 子	文教大学人間科学部人間科学科	分科会長
日 吉 孝 子	公募委員	
福 島 茂 樹	公募委員	
狩 野 保 弘	公募委員	
門 間 愛	公募委員	

2. 越谷市地域福祉計画検討委員会 設置要領・委員名簿

平成31年4月12日

市長 決 裁

(設置)

第1条 第3次越谷市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定のため、越谷市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉計画の策定に関すること。

(2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から地域福祉計画の策定が終了する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長職及び主幹職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは福祉推進課長、サブリーダーは、福祉推進課副課長の職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、作業部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員

役職	職名
委員長	福祉部長
副委員長	地域包括ケア推進担当部長
委員	福祉推進課長
委員	市長公室政策課長
委員	市長公室人権男女共同参画推進課長
委員	市民協働部市民活動支援課長
委員	市民協働部危機管理課長
委員	市民協働部くらし安心課長
委員	福祉部生活福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	福祉部地域包括ケア推進課長
委員	福祉部地域包括総合支援センター長
委員	福祉部介護保険課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子ども育成課長
委員	子ども家庭部青少年課長
委員	保健医療部地域医療課長
委員	保健医療部市民健康課長
委員	保健医療部保健総務課長
委員	保健医療部保健総務課精神保健室長
委員	環境経済部産業支援課長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	都市整備部建築住宅課長
委員	教育総務部生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長

別表第2（第6条関係）

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員

役職	課所名
リーダー	福祉部福祉推進課（課長）
サブリーダー	福祉部福祉推進課（副課長）
部会員	市長公室政策課
部会員	市長公室人権男女共同参画推進課
部会員	市民協働部市民活動支援課
部会員	市民協働部危機管理課
部会員	市民協働部くらし安心課
部会員	福祉部生活福祉課
部会員	福祉部障害福祉課
部会員	福祉部地域包括ケア推進課
部会員	福祉部介護保険課
部会員	子ども家庭部子育て支援課
部会員	子ども家庭部子ども育成課
部会員	子ども家庭部青少年課
部会員	保健医療部地域医療課
部会員	保健医療部市民健康課
部会員	保健医療部保健総務課
部会員	保健医療部保健総務課精神保健室
部会員	環境経済部産業支援課
部会員	都市整備部都市計画課
部会員	都市整備部建築住宅課
部会員	教育総務部生涯学習課
部会員	学校教育部指導課

3. 越谷市地域福祉計画 策定経過

月日	事項	内容・備考
令和元年 3月25日	平成30年度第8回政策会議	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月14日	第1回検討委員会・作業部会 合同会議	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月23日	越谷市社会福祉審議会への諮 問書交付式	第3次越谷市地域福祉計画の策定について（諮問）
5月27日	令和元年度第1回社会福祉審 議会全体会	第3次越谷市地域福祉計画策定基本方針（案）について
5月31日	第3次越谷市地域福祉計画の 策定について（市長決裁）	市長決裁により、第3次越谷市地域福祉計画策定基本 方針に基づき、計画策定を進めることとなる。
6月18日 ～	地区版福祉SOSゲーム策定 に向けた取り組み開始	・令和元年度に新方・大袋・川柳・大相模・北越谷・ 南越谷の6地区で実施 ・令和2年度に取り組み予定であった7地区は、新型 コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期。令和 3年度以降に随時実施予定
6月24日 ～ 7月15日	市民・団体アンケート調査	・市民 配布数：2,940票 有効回収数：1,341票 ・団体 配布数：700票 有効回収数：510票
7月26日	令和元年度第1回地域福祉専 門分科会	第3次計画策定に向けた基礎調査、今後の予定につい て
10月3日	第2回検討委員会作業部会	第2次計画の評価（総括）、アンケート調査の結果、 社会福祉改正の概要、第3次計画の骨子について
10月18日	第2回検討委員会	アンケート調査の結果、第2次計画の評価（総括）、 第3次計画の骨子について
11月26日	第1回合同団体ヒアリング	課題解決に向けた意見交換会 ・地域福祉の現状について共通認識を図る ・各団体の活動について（情報共有） ・各団体等の連携強化方法について（意見交換）
11月29日	令和元年度第2回地域福祉専 門分科会	アンケート調査の結果、第2次計画の評価（総括）、 地区版福祉SOSゲーム中間報告、第3次計画の骨子 について
令和2年 1月16日	第3回検討委員会作業部会	合同団体ヒアリング中間報告、地区版福祉SOSゲー ム中間報告、第3次計画施策体系骨子案について
1月23日	第3回検討委員会	合同団体ヒアリング中間報告、地区版福祉SOSゲー ム中間報告、第3次計画施策体系骨子案について

1月31日	令和元年度第3回地域福祉専門分科会	合同団体ヒアリング中間報告、第3次計画施策体系骨子案について
2月7日	第2回合同団体ヒアリング	地域課題解決に向けた意見交換会 ・関係機関の連携が必要だと感じた経験（情報共有） ・連携強化に重要なこと（意見交換）
6月23日	第4回検討委員会作業部会	進捗状況・構成案・スケジュールの確認、第4章「施策の展開」の検討について
7月13日	第4回検討委員会	進捗状況・構成案・スケジュールの確認、計画体系・計画構成案、第4章「施策の展開」の検討について
7月26日	令和2年度第1回地域福祉専門分科会	国の動向・今年度のスケジュール、計画体系・計画構成案、第4章「施策の展開」の検討について
8月26日	第5回検討委員会作業部会	計画素案について
10月1日	第5回検討委員会	計画素案について
10月5日	令和2年度第2回地域福祉専門分科会	計画素案について
11月2日 ～ 12月3日	パブリックコメント	意見数：5人・31件
11月12日	大学生ヒアリング	意見数：15人・16件
令和3年 1月4日 ～ 1月12日	第6回検討委員会・作業部会 合同会議（書面会議）	パブリックコメントに対する市の考え方、計画最終案について
2月2日 ～ 2月12日	令和2年度第3回地域福祉専門分科会（在宅会議）	パブリックコメントに対する市の考え方、計画最終案について、計画答申案について
3月9日 ～ 3月18日	令和2年度第2回社会福祉審議会全体会（在宅会議）	計画最終案について、計画答申案について
3月26日	越谷市社会福祉審議会からの答申式	計画策定に係る社会福祉審議会からの答申
3月31日	第3次越谷市地域福祉計画の推進について（市長決裁）	市長決裁により、令和3年度から第3次越谷市地域福祉計画に基づき、福祉事業を推進することとなる。

4. 各種調査結果概要

(1) 統計データ

地区別の人口・人口内訳の変化

平成25年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	39,790人	5,432人	25,072人	9,286人	13.7%	63.0%	23.3%
新方	15,002人	1,734人	8,610人	4,658人	11.6%	57.4%	31.0%
増林	32,906人	5,275人	21,614人	6,017人	16.0%	65.7%	18.3%
大袋	50,914人	6,814人	32,700人	11,400人	13.4%	64.2%	22.4%
荻島	12,361人	1,566人	7,645人	3,150人	12.7%	61.8%	25.5%
出羽	31,949人	4,515人	20,448人	6,986人	14.1%	64.0%	21.9%
蒲生	43,819人	5,655人	28,622人	9,542人	12.9%	65.3%	21.8%
川柳	8,200人	1,048人	5,296人	1,856人	12.8%	64.6%	22.6%
大相模	22,434人	3,615人	14,662人	4,157人	16.1%	65.4%	18.5%
大沢	22,225人	3,061人	14,796人	4,368人	13.8%	66.6%	19.7%
北越谷	8,315人	922人	5,614人	1,779人	11.1%	67.5%	21.4%
越ヶ谷	15,307人	1,980人	10,234人	3,093人	12.9%	66.9%	20.2%
南越谷	27,206人	3,724人	18,507人	4,975人	13.7%	68.0%	18.3%
計	330,428人	45,341人	213,820人	71,267人	13.7%	64.7%	21.6%

令和2年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	38,084人	4,478人	22,335人	11,271人	11.8%	58.6%	29.6%
新方	14,445人	1,576人	7,657人	5,212人	10.9%	53.0%	36.1%
増林	33,477人	4,675人	21,139人	7,663人	14.0%	63.1%	22.9%
大袋	51,299人	6,403人	30,801人	14,095人	12.5%	60.0%	27.5%
荻島	11,941人	1,285人	6,968人	3,688人	10.8%	58.4%	30.9%
出羽	31,722人	3,878人	19,589人	8,255人	12.2%	61.8%	26.0%
蒲生	43,957人	4,901人	28,079人	10,977人	11.1%	63.9%	25.0%
川柳	9,945人	1,525人	6,226人	2,194人	15.3%	62.6%	22.1%
大相模	35,260人	6,640人	22,962人	5,658人	18.8%	65.1%	16.0%
大沢	22,048人	2,696人	13,797人	5,555人	12.2%	62.6%	25.2%
北越谷	8,623人	876人	5,677人	2,070人	10.2%	65.8%	24.0%
越ヶ谷	16,315人	2,066人	10,612人	3,637人	12.7%	65.0%	22.3%
南越谷	27,566人	3,248人	18,072人	6,246人	11.8%	65.6%	22.7%
計	344,682人	44,247人	213,914人	86,521人	12.8%	62.1%	25.1%

令和7年の地区別の人口

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年少人口率	生産人口率	高齢者率
桜井	36,502 人	3,917 人	21,367 人	11,219 人	10.7%	58.5%	30.7%
新方	14,010 人	1,541 人	7,481 人	4,987 人	11.0%	53.4%	35.6%
増林	33,244 人	4,098 人	21,026 人	8,120 人	12.3%	63.2%	24.4%
大袋	50,483 人	5,918 人	30,356 人	14,209 人	11.7%	60.1%	28.1%
荻島	11,574 人	1,254 人	6,687 人	3,633 人	10.8%	57.8%	31.4%
出羽	31,293 人	3,544 人	19,474 人	8,275 人	11.3%	62.2%	26.4%
蒲生	43,359 人	4,516 人	27,850 人	10,994 人	10.4%	64.2%	25.4%
川柳	10,516 人	1,794 人	6,369 人	2,353 人	17.1%	60.6%	22.4%
大相模	37,897 人	7,251 人	24,558 人	6,088 人	19.1%	64.8%	16.1%
大沢	21,612 人	2,468 人	13,243 人	5,901 人	11.4%	61.3%	27.3%
北越谷	8,721 人	864 人	5,710 人	2,147 人	9.9%	65.5%	24.6%
越ヶ谷	16,729 人	1,955 人	10,991 人	3,783 人	11.7%	65.7%	22.6%
南越谷	27,726 人	2,960 人	18,300 人	6,465 人	10.7%	66.0%	23.3%
計	343,666 人	42,079 人	213,412 人	88,175 人	12.2%	62.1%	25.7%

出典：住民基本台帳

※令和7年度は第5次総合振興計画策定における将来人口推計（各年4月1日）

地区別の世帯数の変化

	桜井	新方	増林	大袋	荻島
平成25年	15,907 世帯	6,111 世帯	13,094 世帯	21,498 世帯	5,038 世帯
令和2年	16,493 世帯	6,338 世帯	14,397 世帯	23,221 世帯	5,368 世帯

	出羽	蒲生	川柳	大相模	大沢
平成25年	13,104 世帯	19,376 世帯	3,273 世帯	8,915 世帯	9,143 世帯
令和2年	14,178 世帯	21,028 世帯	4,183 世帯	14,910 世帯	9,960 世帯

	北越谷	越ヶ谷	南越谷	計
平成25年	4,250 世帯	7,176 世帯	12,441 世帯	139,326 世帯
令和2年	4,749 世帯	8,063 世帯	13,565 世帯	156,453 世帯

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 外国籍市民、介護保険認定者、障がい者、生活保護受給者の変化

	外国籍市民数	介護保険認定者数	障害者手帳所持者数	生活保護受給者数
平成25年	4,088 人	8,380 人	11,762 人	3,770 人
平成26年	4,256 人	9,216 人	12,363 人	3,888 人
平成27年	4,510 人	9,828 人	12,659 人	3,948 人
平成28年	4,894 人	10,512 人	13,119 人	4,007 人
平成29年	5,552 人	10,834 人	13,346 人	4,094 人
平成30年	6,094 人	11,695 人	13,754 人	4,159 人
平成31年	6,577 人	12,325 人	14,126 人	4,230 人
令和2年	7,150 人	13,033 人	14,617 人	4,374 人

出典：担当各課が集計した実績値（各年4月1日現在）

●● (2)市民・団体アンケート調査

③ 地域での活動

地域に困っている世帯がある場合、
今後「手助けできること」

問 15. あなたは、地域に困っている世帯がある場合、現在すでに「手助けしていること」や今後「手助けできること」はありますか。また、現在もしくは将来的に、あなた自身が地域の人に「手助けしてほしいこと」はありますか。

(いくつでも)

回答数	1,341 件
安否確認の声かけ	42.8%
話し相手	28.9%
悩みごと、心配ごとの相談	20.3%
日用品などのちょっとした買い物	26.6%
電球交換などのちょっとした作業	25.1%
ごみ出し	25.5%
家の中の掃除や洗濯	10.7%
庭の手入れ	11.8%
食事づくり	8.3%
短時間の子どもの預かり	11.9%
保育園・幼稚園の送迎	10.1%
散歩の付き添い	15.7%
病院の付き添い(送迎)	9.5%
病気のときの看病	5.8%
経済的な支援	2.6%
防犯見回り、防災訓練などへの参加	20.5%
災害時・緊急時の手助け	34.2%
近所のイベントの手伝い	23.8%
その他	0.7%

※黄色箇所については、第2章の課題分析に使用したデータです。

問 10. あなたは、お住まいの地域でどのような活動に参加していますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
自治会等の行事	40.9%
趣味やスポーツのサークルでの活動	15.1%
学校等の行事	10.1%
地区センター・公民館や交流館等の市の施設での講習	9.2%
福祉施設等での活動	3.1%
その他	1.3%
特に何も行っていない	44.0%
無回答	1.8%

問 18. これまでにボランティアやNPOで活動したことがありますか。(1つ)

回答数	1,341 件
現在活動している	4.7%
現在活動しているが、その他に、以前活動していた今はやめた活動もある	1.6%
以前活動していたが、現在はまったく活動していない	9.0%
今までに活動したことはない	78.8%
無回答	5.8%

問 18-3.あなたがボランティア活動やNPO活動に参加していない主な理由としてあてはまるものはなんですか。(2つまで)

回答数	1,178 件
仕事や学業などで忙しく時間がないから	38.0%
どのような活動があるのか知らないから	30.2%
体力的に自信がないから	29.8%
自分の時間を優先したいから	19.7%
知り合いがいらないため、一人では参加しにくいから	18.5%
活動自体が楽しくなく、興味ある内容でもないから	2.6%
身近な地域のことには関心がないから	2.3%
その他	7.0%
無回答	5.8%

ボランティア活動・NPO活動や市民の 自主的な活動等の活性化に必要なこと

問 19. 今後、ボランティア活動・NPO活動や市民の自主的な活動等を活性化するためには、何が重要だと思いますか。(5つまで)

回答数	1,341 件
負担の少ない活動内容(時間的・体力的)にする	33.2%
元気な高齢者の参加を促す	31.4%
興味や関心を持てる内容にする	26.5%
若い人の参加を促す	25.9%
学校教育で重要性を教える	23.3%
身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体等を育成する	21.6%
活動内容等について積極的にPRする	21.5%
少額の報酬や交通費等の実費を支払うようにする	20.0%
事故があった時の補償体制をつくる	8.3%
活動の中で趣味や特技、専門知識を生かせるようにする	17.9%
友人や家族と参加できる活動を増やす	16.3%
地域内の交流を深め、よりよい人間関係をつくる	15.5%
身近な地域に活動拠点を設置する	11.9%
活動資金や物品等を補助する	10.6%
情報提供窓口を一本化する	10.1%
生涯学習で啓発活動を行う	9.5%
企業に労働時間の短縮やボランティア休暇等の普及を要請する	8.8%
知識・技術を有する人材やリーダーを養成する	7.3%
行政主導で組織づくりを進める	7.2%
企業に対して資金援助を要請する	6.0%
ある程度強制的な参加体制をつくる	4.3%
ボランティア組織間の連携を強化する	4.1%
表彰を行うなど社会的評価を高める	3.6%
その他	1.3%
特になし	3.9%
無回答	10.0%

地域生活上の困難や相談について

地域の日常生活で困ったことを抱えている人

問 22. 現在お住まいの地域で、日常生活で困ったことを抱えている人がいますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
一人暮らしで不安や心細い思いをしている人がいる	18.9%
買い物などの外出が一人では大変な人がいる	13.9%
草むしりや庭の手入れなど、体力のいることができなくて困っている人がいる	11.6%
子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる	7.6%
食事づくりや洗濯などの家事をするのが大変な人がいる	6.0%
ひきこもりの家族を抱えて困っている人がいる	5.7%
外出などの時に、子どもを預けることができなくて困っている人がいる	5.5%
地域社会から孤立してひきこもりになっている人がいる	4.5%
障がい等のために必要な情報が届かず困っている人がいる	3.3%
日常生活での金銭管理がうまくいかない人がいる	3.0%
その他	3.4%
わからない	48.6%
無回答	13.0%

地域福祉の拠点や組織の認知度

問 12. あなたは、次のような地域福祉の拠点や組織を知っていますか。(いくつでも)

回答数	1,341 件
地区センター	49.5%
民生委員・児童委員	47.8%
社会福祉協議会	34.5%
地域包括支援センター	28.3%
ふれあいサロン	26.8%
地域子育て支援センター	20.3%
子育て世代包括支援センター	8.4%
なんでも相談窓口	7.3%
福祉推進員	5.1%
生活自立支援相談よりそい	3.0%
特定相談支援事業所	2.8%
どれも知らない	19.2%
無回答	3.2%

③ 安全・安心なまちづくり

災害時に地域住民が支え合う

地域づくりに必要なこと

問 26. 地震など災害が発生したときの「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか。

(3つまで)

回答数	1,341 件
災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実する	64.2%
日頃から隣近所が声をかけ合い、助け合うようにする	53.5%
自主防災組織づくり(地域住民で結成する防災隊)	31.1%
福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携	26.8%
地域での定期的な避難訓練	25.4%
地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「地図」の作成	24.6%
地域やグループなどでの勉強会	6.6%
その他	1.3%
わからない	3.6%
無回答	5.8%

越谷市の地域福祉でできていると思うこと

問8. 越谷市の地域福祉の現状についてどう思われますか。
(各項目1つ)

※できているとある程度できている合計

回答数	510 件
世代等を超えた交流が行われている	30.4%
困った時には情報を得たり相談することができる	33.8%
地域福祉に関心を持ち、支え合いの行動をしている	17.5%
NPOやボランティア等活動を進める情報・拠点等の基盤が整っている	27.9%
地域福祉活動を進めるための人材・資源・資金等の制度が充実	17.3%
多様なニーズ、新しいニーズが的確に把握され、その対応を進めている	20.2%
支援制度の分野について、対象者を支える仕組みが充実している	20.0%
経験豊富な人材が協力し、(福祉)サービスの質が向上している	23.2%
情報が公開され、事業者は提供サービスの質の向上に取り組んでいる	39.2%
あらゆる人材が地域に貢献する活動に参加できる仕組みがある	17.3%
必要とされる人材が、必要な場所で活躍している	28.7%
起業等の意欲を持つ人に適切な支援が行われている	16.5%
地域防犯・交通安全への自主的な活動が行われている	58.0%
地域ぐるみで、身近な環境(保全・美化)が快適に保たれている	65.9%

5. 用語解説

※ 〈 〉内の数字は該当ページ数（複数回使用している場合は、その最初のページ）

【あ行】

●アウトリーチ 〈96〉

外に（アウト）手を差しのべる（リーチ）ことを意味する用語。福祉分野では主に、相談機関や職員などが地域に自ら出向いて、現場や相手と向き合い、相談につながらない潜在的な困りごとなどに対して、問題解決に向けて取り組むこと

●SNS 〈50〉

Social Networking Service の略。インターネット上で社会的なつながり（Social Network）を築くことができるサービスで、参加者がインターネット上で互いに情報交換したり、コミュニケーションをとることができる。

●NPO 〈41〉

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

●オレンジカフェ 〈59〉

認知症やその家族、地域の方や専門家などが、自由に参加・交流できる集いの場。お茶などを飲みながら、気軽に情報交換やレクリエーションを楽しむことができる。

【か行】

●基幹相談支援センター 〈59〉

障がい分野における地域の相談支援機能の強化のため、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材の育成等を行う支援機関

●ゲートキーパー 〈40〉

身近な人の自殺のサインに気づき、声をかけたり話を聞くなどして、必要な支援につなげる人のこと

●子育て世代包括支援センター 〈15〉

母子健康手帳の交付と面談、妊娠・出産・子育てに関する相談や訪問、子育てに関する機関やサービスの紹介等などを通じて、妊娠期から就学前の子どもまでの子育て期において、切れ目のないサポートを実施するセンター

●子ども家庭総合支援拠点 <59>

子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務を図る機関

●子ども食堂 <46>

地域住民（ボランティア等）が子どもやその親たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取り組み

●コミュニティ推進協議会 <51>

市内全13地区に設置されている、地区コミュニティを構成する団体の相互の連携と協調を図る組織

【さ行】

●サービス付き高齢者向け住宅 <91>

介護・医療の分野と連携しながら高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅

●災害時要援護者 <87>

災害時において、特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

●サロン <8>

地域の身近な場所で、住民が自主的・主体的に行う活動のこと。参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能する。

●社会的な孤立 <32>

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しく、孤立している状態

●社会福祉法 <3>

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成や、そのほかの地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人 <50>

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に係る規制が定められている。

●出張講座 <34>

市民・団体から、市が取り組む事業や施策・各種制度などを詳しく知りたいという希望があった場合に、市の職員が地域の集会や団体の会議などに出向いて、分かりやすく説明をするもの

●シルバー人材センター <91>

法律に基づき運営されている公益法人。概ね60歳以上の会員が、永年培った豊富な知識・経験・技能を活かし働くことを通じて、地域社会へ貢献するとともに、健康の維持と生きがいをもって働くことを目的としている。

●生活困窮者 <5>

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

●生活支援サービス <20>

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために必要となる、日常生活に関する支援（見守り、外出支援、買い物や調理・掃除などの家事支援等）。地域住民・NPO・民間企業など、多様な主体によるサービス提供が重要とされている。

●制度の狭間 <75>

既存の各種制度からは抜け落ちてしまう問題

【た行】

●地域支援事業 <20>

要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して提供される、介護予防のためのサービスのこと

●地域生活支援拠点 <77>

障がい者の重度化・高齢化等を見据えた地域での居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。主な機能として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つが柱とされている。

●地域包括ケアシステム <20>

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと

●地域包括支援センター <16>

平成17年の介護保険制度改正によって定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置された。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互に連携しながら業務にあたっている。

●DV <16>

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった相手からの暴力。殴る・蹴るといった「身体的暴力」以外にも、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」、子どもに暴力を振るうなどと脅す「子どもを利用した暴力」など、種類はさまざまである。

●特定相談支援事業所 <15>

障がいのある人が障害福祉サービスを利用する際に必要となる、「サービス等利用計画」等を作成する計画相談支援を提供する事業所

【な行】

●なんでも相談窓口 <16>

「福祉に関する相談やサービスを提供する窓口がわからない」、「様々な相談があるので、どこに最初に相談したらよいかわからない」という相談に対応し、内容に応じて関係する担当課などを案内する窓口

●認知症サポーター <40>

認知症を理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、認知症の人やその家族の応援者。認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲での手助けや理解を示すなど、活動内容は人それぞれとなっている。

【は行】

●ハザードマップ <86>

自然災害による被害を予測し、その被害の範囲や程度を地図にあらわしたもの

●バリアフリー <22>

「障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）する」という意味で、障がい者や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も重要とされている。

●ファミリー・サポート・センター <45>

小学校修了までの子どもを対象とし、子どもの預かりや保育施設までの送迎などを、地域で助け合う子育て支援ネットワークのこと。センターでは、子育ての援助を行いたい「提供会員」と援助を受けたい「利用会員」の連絡調整を行っている。

●福祉サービス第三者評価 <72>

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること

【ま行】**●まちかど介護相談薬局 <59>**

自分や家族が日常生活で介護が必要になり、介護サービスを利用したいと思った時に、市役所（介護保険課）や地域包括支援センターだけでなく、住まいの身近な薬局で越谷市の指定を受けた「越谷市まちかど介護相談薬局」でも相談をすることができる。

【や行】**●ユニバーサルデザイン <88>**

身の周りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方

【ら行】**●レスパイトサービス <77>**

障がい児（者）をもつ親・家族を一時的に、一定期間介護から解放することで、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにするための援助のこと

【わ行】**●ワンストップ支援 <23>**

これまでは分野や事業ごとの担当窓口でそれぞれ相談・調整する必要があったような相談に対し、庁内外の連携により、相談者が一度の相談で複数の支援を利用することができる支援のこと

6. 「地区版福祉SOSゲーム」の取り組み

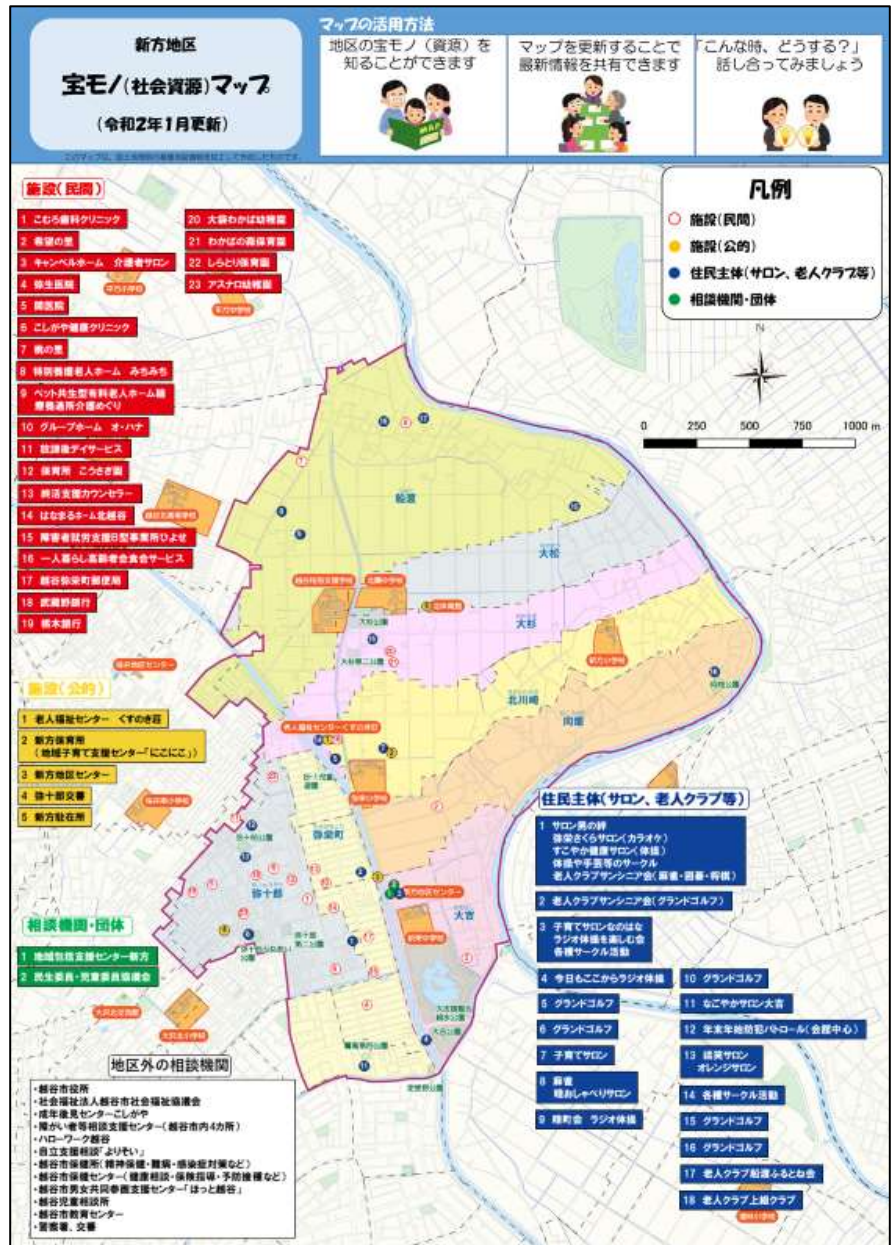
2カ年の成果品と令和3年度以降の研修実施について

下例のとおり全13地区分の「社会資源マップ」と「事例カード」が完成。令和3年度以降に市の出張講座も活用しながら、研修会を各地域で開催予定。地域住民が主体となり、自主的に開催することもできるよう、普及・啓発に努める。

実施方法

- 事例カードを1枚取る
- 事例カードを、マップ上のどの社会資源につなげることが適切か、グループの中で話し合う
- 一定の結論が出たら事例カードを、マップ上の社会資源の上に置き対応は終了となる。
- この作業を繰り返す。

地区版社会資源マップ（見本）



誰からの相談か、問題となっている世帯の世帯構成、相談内容が書かれている。カードごとに内容は様々

事例について、自分ならどう対応するか、グループワークをしながら考える

事例カード（見本）

世帯主 からの相談		No. 1
世帯構成		
世帯主	大袋 八重	相談内容 先日、家で転倒し、手首を骨折してしまった。リハビリを回復に向かってるが、今後不安が残る。家の近くで気軽に運動できる体操教室のようなものはないだろうか。
女性	80歳 無職	

7. 福祉の相談窓口一覧

※設置場所については28ページの地図を参照（令和3年4月現在）

地域包括支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	桜井	下間久里792-1 (桜井地区センター・公民館内)	970-2015
2	新方	大吉470-1 (新方地区センター・公民館内)	977-3310
3	増林	増林3-4-1 (増林地区センター・公民館内)	963-3331
4	大袋	大竹831-1	971-1077
	大袋 せんげん台出張所	千間台西5-26-15	940-1315
5	荻島・北越谷	南荻島190-1 (荻島地区センター・公民館内)	978-6500
6	出羽	七左町4-248-1 (出羽地区センター・公民館内)	985-3303
7	蒲生	登戸町33-16 (蒲生地区センター・公民館内)	985-4700
8	川柳	川柳町2-507-1 (老人福祉センターひのき荘内)	990-0753
9	大相模	相模町3-42-1 (大相模地区センター・公民館内)	993-4258
10	大沢	東大沢1-11-13	972-4185
11	越ヶ谷	越ヶ谷4-1-1 (越谷市中央市民会館2階)	966-1851
12	南越谷	南越谷4-21-1 (南越谷地区センター・公民館内)	999-6651

障がい者等相談支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	北部障がい者等相談支援センター	大字恩間181-1(北部出張所内)	970-9393
2	東部障がい者等相談支援センター	大字増林6042-1	999-6551
3	南部障がい者等相談支援センター	蒲生旭町8-3	945-6144
4	西部障がい者等相談支援センター	七左町4-100-4	985-3386

地域子育て支援センター

NO	名称	所在地	電話番号
1	増林保育所 地域子育て支援センター「おひさまの子」	東越谷8-41-1	960-5800
2	新方保育所 地域子育て支援センター「にこにこ」	北川崎729-1	970-5611
3	荻島保育所 地域子育て支援センター「ぼかぼか」	南荻島330-1	971-8115
4	南越谷保育園 地域子育て支援センター「すくすく」	七左町1-347	990-5003
5	おおたけ保育園 地域子育て支援センター「たけのこ」	大竹815-1	977-5311
6	越谷レイクタウンさくら保育園 地域子育て支援センター「げんき」	レイクタウン8-3-5	988-0863
7	松沢保育園 地域子育て支援センター「きらきら」	谷中町2-88-4	080-1058-3953
8	認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター「森のひろば」	新越谷1-31-18	993-4154
9	の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センター「おへその広場」	相模町3-220-1	988-8180
10	袋山保育園 地域子育て支援センター「たんぽぽ」	袋山1956-1	979-0520
11	の～びる保育園 地域子育て支援センター「のびるば広場」	南越谷1-12-11 イーストサンビル2-5階A	987-7088
12	越谷どろんこ保育園 (R3.4.1 現在休止中) 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」	平方 3207-1	970-2280
13	認定こども園小牧 地域子育て支援センター「こあら教室」	大間野町5-147-1	985-4890
14	埼玉東萌保育園 地域子育て支援センター「あおいとり」	川柳町1-582-1	973-7463

子育てサロン

NO	施設名	所在地	電話番号
1	ヴァリエ子育てサロン	南越谷 1-11-4 新越谷駅ビルヴァリエ 1 階	961-3623
2	水辺のまちづくり館 (ヴァリエ出張ひろば)	レイクタウン 4-1-4 水辺のまちづくり館	961-3623
3	児童館コスモス子育てサロン	千間台東 2-9	961-3623
4	児童館ヒマワリ子育てサロン	蒲生旭町 11-35	961-3623
5	つどいの広場はぐはぐ	花田 5-17-7 宮本町 2-150-3 宮本町二丁目第一自治会館	080-2055-2092
6	みんなのひろばフェリーチェ	東大沢 2-5-1 コープ北越谷 コープメイト 2 階 大沢 3-6-1-301 パルテきたこし3F「ほっと越谷」	971-3808

その他 市役所の相談窓口

区分	内容	担当課等	電話番号
①高齢	介護保険制度の利用について	介護保険課	963-9125
	介護以外の高齢者の総合相談	地域包括ケア課	963-9163
②障がい	障がい者(児)のための相談、援助の窓口について	障害福祉課 ※18歳以上	963-9164
		子ども福祉課 ※18歳未満	963-9172
	こころの健康問題・ひきこもり相談等について	こころの健康支援室	963-9214
③妊婦	母子健康手帳の交付について	子育て世代包括支援センター	963-9179
④児童	児童に関する悩み、相談窓口について	家庭児童相談室 (子ども福祉課子ども安全室)	963-9319
	保育所等の入所について	保育入所課	963-9167
	学童保育室について	青少年課	963-9158
	教育相談について (義務教育段階まで)	教育センター	962-9300
	児童虐待について	子ども福祉課子ども安全室	963-9319
児童相談所全国共通ダイヤル		189	
⑤青少年	青少年(中学卒業後～30歳代)およびその保護者の悩み相談について	青少年相談室(青少年課)	964-0272
⑥福祉全般	民生委員・児童委員(地域の見守り)について	福祉総務課	963-9320
	生活保護制度の利用について	生活福祉課	963-9162
	生活困窮者自立支援について	生活自立相談よりそい	963-9212
⑦女性・DV	女性の生き方、配偶者等からの暴力の相談等について	越谷市女性・DV相談支援センター	963-9176
⑧その他	相談場所がわからない場合	なんでも相談窓口	963-9150



第3次越谷市地域福祉計画

令和3年4月発行

発行 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

URL <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>



こしがや

